

船橋市長 松 戸 徹 殿



2 0 2 0 年 度

船橋市予算にかかる要望書



日本共産党千葉県西部地区委員会

地区委員長 淀 裕一

日本共産党船橋市議会議員団

代表 岩井 友子

◇ 予算要望書 もくじ ◇

2020年度船橋市予算にかかる要望書の提出にあたって… 2

0 1. 平和問題	4
0 2. 市長公室	5
0 3. 企画財政部	7
0 4. 総務部	9
0 5. 税務部	1 0
0 6. 消防局	1 1
0 7. 市民生活部	1 1
0 8. 環境部	1 3
0 9. 経済部	1 5

1 0. 健康福祉局

1) 健康・高齢部	1 7
2) 保健所	1 9
3) 医療センター	2 0
4) 福祉サービス部	2 0
5) 子育て支援部	2 2

1 1. 建設局

1) 都市計画部	2 6
2) 都市整備部	2 6
3) 道路部	2 9
4) 下水道部	3 9
5) 建築部	4 0

1 2. 教育委員会

1) 管理部	4 2
2) 学校教育部	4 4
3) 生涯学習部	4 6

1 3. 監査委員

4 9

1 4. 選挙管理委員会

5 0

1 5. 農業委員会

5 1

アンケート集計結果

5 3

アンケート用紙（見本）

5 9

2020年度船橋市予算にかかる要望書の提出にあたって

今年10月から消費税が10%へ増税され、市民生活に重大な影響を与えています。

また、今夏の度重なる台風では、本市においても多くの市民が被害を受け、災害に強い街づくりが求められています。地方自治体の最大の使命は、言うまでもなく「住民福祉の増進」です。そのことを最大の課題として、新年度の予算編成を行うことを強く要望致します。

日本共産党船橋市議団が今年もとirkんだ市民アンケートでは、10月15日までに1354通の回答を頂き、前年同様、回答者の過半数は、生活が厳しくなったと訴えています。「生活必需品の物価が上昇し、心理的に圧迫感がある」「品物の値段が変わらなくても、量と質が低下している」「老後のための貯蓄など到底できない」「先が見えない」など、悲痛な記述が並び、生存権が脅かされている、もしくはその寸前にあるという状況が浮かび上がっています。

「優先的に実施して欲しい政策」を尋ねる項目においても、例年同様、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き下げ、福祉や医療の充実、生活道路の整備を求める声が多く、地方自治を發揮し、国の悪政から住民の命と暮らしを守る防波堤としての役割が求められます。

しかし松戸徹市長は来年度までを集中とりくみ期間として「行財政改革」を推し進め、公共施設や国保、下水道、保育の値上げ、住民サービス低下や災害対策の脆弱化につながる公共施設への指定管理者制度の導入、医療・教育・福祉など様々な補助金や助成の削減などを行おうとしています。これは苦境にある市民の生活をさらに追い詰め、健康で文化的な生活を送る権利を保障するという自治体の役割を放棄するものです。行革というのであれば災害時の影響が懸念される海老川上流地区開発など、不要不急の大型公共事業こそ中止すべきです。中核市58市中7位の豊かな財政力（2018年度）を、社会保障や教育、災害対策などの充実に活かすことを求めます。

また防衛省は来年度から陸上自衛隊木更津基地に軍用機オスプレイ17機を暫定的に配備しようとしています。実現すれば事実上の恒久配備となり、日常的に習志野自衛隊基地での訓練が行われることが予想されます。事故が相次ぐオスプレイが市内上空を飛び回る事態を避けるため、市として配備の中止を国に求めるべきです。防衛省が出席する住民説明会を開くことも喫緊の課題です。

以下、重点的にとirkんで頂きたい課題をあげます。

1. 市民負担増と住民サービス削減、公共サービスの産業化を市民不在ですすめる「行財政改革」を中止すること。
2. 経済対策として、緊急に消費税を 5%に引き下げるよう政府に求めること。
3. 陸上自衛隊木更津基地への軍用機オスプレイの暫定配備や、陸自習志野基地の使用及び市内上空を飛行することに対し、反対すること。習志野基地の降下訓練始めへの米軍参加等、米軍の自衛隊基地使用に反対すること。
4. 震災対策とともに、台風や豪雨、大雪など気候変動による災害から市民を守る防災・減災対策を抜本的に強化すること。各種警報などの情報伝達を確実に行うこと。
5. メディカルタウン構想を中止し、海老川上流地区に農業と自然を生かした田園型都市公園を整備すること。医療センター建替用地は区画整理事業ではなく、都市施設として都市計画決定を行い、用地を買収して土地を確保すること。
6. 職員配置も含め、空き家対策を抜本的に強化すること。
7. 国民健康保険料や介護保険料を引き下げること。
8. 可燃ゴミの回収を週 3 回に戻し、有料化しないこと。
9. 認可保育園や放課後ルームを増設し、待機児解消を行うこと。
10. 介護保険サービスの利用者負担の軽減や、ひとり暮らし高齢者対策、介護労働者の待遇改善など、市独自の介護制度の充実にとりくむこと。
11. 学校給食費・教材費の無料化や、給付制奨学金制度の導入、就学援助の拡充など、子育て支援、子どもの貧困対策に取り組むこと。
12. 農業、漁業、商工業など、市内産業を守り活かすこと。
13. 公共施設の統廃合や民営化を行わないこと。図書館の指定管理制度をやめ、直営に戻すこと。
14. 増加している外国人の市民と共生し、互いに安心して暮らせるよう、外国人への支援体制を拡充すること。

01. 平和問題

1. 陸上自衛隊の軍用機オスプレイの木更津基地への暫定配備に反対すること。
船橋市として、防衛省が出席する住民説明会を至急行うこと。また、木更津基地での日米オスプレイの定期整備をやめるよう求めること。
2. 憲法改悪に反対し、立憲主義の立場に立ち、憲法9条を守ること。
3. 自衛隊員募集事務は止めること。
4. 米軍横須賀基地への原子力空母や原子力潜水艦寄港に反対すること。
5. 沖縄の辺野古の米軍新基地建設や高江ヘリパッド建設の強行に、自治体として反対すること。
6. 平和事業の充実
 - (1) 毎年行われる平和行進に対し、市として後援を行なうこと。
 - (2) 8月6日、9日の原爆投下時に合わせて、防災無線でサイレンをならし、市民へ「黙祷」を呼びかけること。
 - (3) 被爆者援護条例を制定すること。
7. 市内および近隣にある自衛隊基地について、国に対して次の点を申し入れること。
 - (1) 習志野基地、下総基地を撤去すること。
 - (2) 習志野基地に配備されたPAC3や大規模火薬庫を撤去すること。
 - (3) 飛行訓練を中止すること。緊急に早朝、夜間、昼食時、土日、休日の訓練を中止し、航空機騒音被害を解消すること。当面、低空飛行をやめること。
 - (4) 北関東防衛局に対し、今後「降下訓練始め」は行わないよう求めること。
 - (5) 「降下訓練始め」の実施情報があつた場合には、北関東防衛局に対し上記(4)の立場を貫くとともに、実施内容に関する事前説明を求め、得られた情報を市民に周知すること。
 - (6) 米軍と自衛隊の一体化による基地機能の強化や共同訓練をやめること。米軍による本市内でのあらゆる訓練、活動の実施に反対すること。
 - (7) 旧軍が遺棄したと証言のある毒ガスについて、ひきつづき全容解明に取り組むこと。
8. 核兵器廃絶のための行動に取り組むこと。
 - (1) 平和首長会議が呼びかけた「核兵器廃絶のための緊急行動——2020 ビジョン」に、市としても取り組むこと。平和首長会議の宣言や決議などを広く市民に普及すること。
 - (2) 「核兵器全面禁止のアピール」の署名運動に協力すること。
 - (3) 核兵器禁止条約にサインするよう国に求めること。

02. 市長公室

1. 防災について

1. 今夏の台風15号、19号、21号に伴う豪雨による被災者支援と復旧を急ぎ、今回の経験を今後に活かすこと。
2. 経験したことのない災害への対策について
 - (1) 最新の地震研究の情報と科学的知見に基づき、東京湾内の津波シミュレーションに沿った対策を講じること。
 - (2) 酷暑、豪雨、大雪、高潮と満潮による異常潮位、台風直撃への対策を強化すること。
 - (3) 防災無線を聞きやすくすること。防災ラジオや戸別受信機を希望者に配布し、防災無線が聞こえない、あるいはインターネットを利用できない世帯にも各種警報などの情報を確実に伝達すること。
 - (4) 災害時の避難指示等の情報発信や情報共有のとりくみとして、TwitterやLINEなどSNSで双方向の情報伝達ができる仕組みを強化すること。
 - (5) 長期停電等に備えるため、避難所となる公共施設、福祉施設や病院に非常用電源を整備し、停電しても避難所としての機能が果たせる環境をつくること。
 - (6) ハザードマップの不備があった各地の経験を教訓に、改善を図ること。
 - (7) 公共施設の耐震補強工事を速やかに実施すること。消防局の耐震補強工事、分庁舎などの耐震化を緊急に行うこと。
 - (8) マンションなど集合住宅を含め、個人宅の耐震補強を進めるために、耐震診断や耐震補強工事の助成制度を充実させること。
 - (9) 防災空地の確保など、震災時の火災の予防対策を行うこと。
 - (10) 家具転倒防止器具や感震ブレーカーの設置を広げるための制度をつくること。当面高齢者や障害者、乳幼児世帯へは無償で設置すること。
 - (11) 耐震シェルターや防災ベッド設置の助成制度をつくること。
 - (12) 自主防災組織への助成を拡充し、自力避難困難者対策を強めること。
 - (13) 海老川水門の早期耐震化を県に求めること。
 - (14) 被災者生活再建支援金の補助割合引き上げなどの改善を国に求めること。
3. 避難所の機能を充実させること。
 - (1) 段ボールベッドや温かい食事、コンテナ型トイレを整備すること。
 - (2) 全避難所にマンホールトイレを設置すること。
 - (3) 全避難所にWi-Fiを整備すること。

- (4) 各避難所に母子専用の避難所を設けること。
 - (5) 防災用の備蓄は定期的に見直し、必要な物品の補充を行うこと。備蓄状況を想定使用日数や人数も含め、市民に広報すること。
 - (6) 地域住民と協議し、避難所機能を充実させること。
 - (7) 避難所は住民にわかりやすく表示し、周知徹底すること。（特に市境で本市の避難所が遠い住民に）
 - (8) 避難所運営マニュアルは、熊本地震の経験を踏まえたものにする。
4. 武力攻撃事態法に基づく「船橋市国民保護計画」は、戦争に市民を総動員し協力させるものであり、凍結すること。

2. 放射能から命と健康を守るために

- 1. 原子力発電の再稼動・新設は行なわないよう国に求めること。
- 2. 放射能事故への対策を行うこと
 - (1) 引き続き市内の放射能汚染の実態調査をすすめ、必要な除染を行うこと。
 - (2) 全学校・保育園等について、定期的な測定とその数値の公表を継続すること。
 - (3) 市として学校・保育園給食食材、食品、土壌の検査をすること。
 - (4) 河川・東京湾の底質調査を国・県に求めること。
 - (5) 子どもたちの甲状腺検査を行うこと。当面、検査の補助を実施すること。
 - (6) 市内の土壌の放射能汚染マップをつくること。

3. 広報について

- 1. 外国人の増加に伴い、多言語化をすすめること。（市民便利帳も）
- 2. 広報紙の全戸配布を行うこと。

4. 在住外国人について

外国人が必要とする福祉制度をしっかりと使うことができるよう、対策をすすめること。
また当事者が参加する協議会を設置すること。

03. 企画財政部

1. 行財政改革として市民サービスの削減や負担増を行わないこと。業務の民間委託や指定管理制度導入をやめること。
2. 海老川上流地区のまちづくりは、土地区画整理事業による土地開発中心ではなく、地域の豊かな自然を活かし、農業の振興と市民の憩いの場としての公園などを設置すること。
医療センターの建替えは区画整理事業と切り離し、都市施設として都市計画設定し、用地を買収して土地を確保すること。
3. 政策会議は公開を原則とし、議事録を作成すること。また、議事録を市民に公開すること。
4. 女性の社会進出を高めるために
 - (1) 女性の管理職への登用を抜本的に増やすこと。
 - (2) 各種審議会・協議会委員への女性の登用を抜本的に増やすこと。
5. 多目的トイレの整備をすすめること。
6. 東葉高速鉄道および北総鉄道について
 - (1) 東葉高速鉄道の経営状況を議会に報告すること
 - (2) 高すぎる運賃の引き下げ及び増発によるサービスの向上をはかること。
 - (3) 経理の公開を行なうこと。
 - (4) 通勤通学定期の割引率を引き上げること。
 - (5) 東葉高速鉄道に対する市の財政負担は行わないこと。国・県の責任で高運賃を引き下げること。
7. 三番瀬をラムサール条約登録湿地に指定するようとりくむこと。
8. 船橋市域の水際線（海浜公園の浜除く）に市民が近づけ親しめるよう、企業や港湾管理者と協議し、周辺整備を行うこと。
9. 国有地等の取得について
 - (1) 三山 8 丁目自衛隊官舎跡地を公園用地として早急に取得し、整備すること。
 - (2) 薬円台 5 丁目の公務員住宅跡地を高齢者施設、保育園、公園などの公共施設用地として、早急に取得すること。
 - (3) 山手 1-1、日本建鐵（株）の跡地は有害物質の除染を所有者に徹底させること。除染後に都市計画設定を行い、学校など必要な公共施設を設置すること。
10. 里山など保存地域を指定し、積極的に保全をすること。
11. 契約について
 - (1) 労働者に適正な賃金が支払われるよう公契約制度を導入すること。
 - (2) ひきつづき入札制度の改善に取り組み、「談合」を防止すること。総合評価方式を一層改善し労働条件を改善すること。

- (3) 地元中小業者向け発注を増やすこと。
 - 市の発注する工事の下請事業者には市内業者の受注割合を拡大するよう元請事業者に要請すること。
 - 共同企業体を構成する事業者に発注する場合、「地元請負事業者の仕事比率」を高めること。
 - 分割発注などで小額の発注を増やし地元業者との契約を増やすこと。
 - (4) 建設業退職共済掛金納付が公共事業について厳正に行われるよう監視、指導すること。
-
- 12. 競馬開催時の交通対策を強化し、近隣住民に迷惑をかけないようにすること。
 - (1) 中山競馬開催日、場外馬券発売日の周辺道路の混雑解消をはかり、周辺の迷惑にならないよう整備すること。
 - (2) 中山競馬場の場外馬券販売の通年化に反対すること。
 - (3) 船橋競馬場での場外券販売をやめること。
 - 13. 民間委託をしている市の業務のなかで、できるものについては障害者団体に委託し、障害者の就労の条件を広げること。
 - 14. 丸山 3-26 の市有地を有効活用すること
 - 15. 船橋北口駐車場は、普通財産として営利会社の駐車場となっている。これでは、都市計画法、地方自治法、財務規則違反であるので、行政財産に戻し、市営駐車場として運営すること。
 - 16. 船橋市金属工業協同組合から出されている栄護岸の改修について、市議会の決議に基づき、市として支援すること。支援できる計画を作成すること。
 - 17. 都市部の税収を奪うふるさと納税を見直すよう国に求めること。
 - 18. 臨時財政対策債を廃止し、地方交付税を引き上げるよう国に求めること。
 - 19. 公契約条例を制定し、市発注業務について賃金額や労働時間など雇用実態を把握すること。また設計積算の基準となる労務単価を現場に掲示すること。公共工事の発注に当たっては下請けの労働者の賃金が保障されるようにすること。残業代の未払い、契約以外の仕事はさせないようにすること。
 - 20. 公共事業の地元発注をふやすこと。特に分割できるものについては分割発注し、小規模零細業者への発注をおこなうこと。特定業者に偏らないよう各課への発注指導をすること。提出書類事務の簡素化を行なうこと。

04. 総務部

1. 会計年度任用職員制度の導入とともに、非常勤・臨時職員の時給引き下げは行わないこと。法改正の趣旨である同一労働同一賃金に基づいた運用をすること。
2. 正規職員の採用を増やし、正規職員比率を高めること。長時間過密労働をなくすること。
 - (1) 成果主義賃金制度は導入しないこと。
 - (2) 非正規職員の待遇改善をすすめること。
 - (3) 職員の採用に当たっては公正を貫くこと。プライバシーを守った形で、順位、点数なども公表すること。
 - ① すべての職種について公募を行なうこと。
 - ② 退職者や年度途中の欠員等については正規職員で完全に補充すること。
 - (4) 市民サービスに直結する部門の職員は、必要な人員を配置し、配置基準を後退させないこと。
 - (5) フェイスの総合窓口は正規職員を配置すること。
 - (6) 男性の育児休暇取得をすすめること。復帰後は元の職場に戻れるようにすること。
3. 障害者の雇用をすすめること。法定雇用率を達成すること。
4. 職員の業務姿勢について
 - (1) 職員は専門家として、自分の仕事についての学習・研鑽に努めること。
 - (2) 相談に来た市民がたらい回しにされることがないよう親身になって相談にのること。
 - (3) 職員研修は憲法を体系的に学ぶものに改善すること。毎年、全職員が受けるようにすること。
 - (4) L G B TやS O G I への理解をすすめるための研修を行うこと。
 - (5) ストレスを軽減するための福利厚生事業や研修等を実施すること。
5. 情報公開を拡大すること。公社等、市が出資している法人の情報も公開すること。
6. 各審議会委員の選任については、広く公募制をとりいれ公募委員の枠を拡大すること。
7. C I O補佐官の業務は、職員の技術向上に役立てること。
8. 消費生活相談員を常勤化し、必要な人材を確保すること。当面、相談員の時給を引き上げること。

05. 税 務 部

1. 年金からの市民税天引きをやめること。
2. 税の徴収においては、強権的な徴収を行なわないこと。納税者の生活実態を把握し、必要な福祉制度等につなげること。
3. 債権管理課は「差し押さえ先にありき」の取立ではおこなわないこと。支払い能力がない債務者への告訴はやめること。
4. 税制について「総合、累進、生活費非課税」の原則に立った改正を政府に要請すること。
5. 消費税の税率引き上げに反対し、引き下げを求めること。また食料品など生活必需品は非課税にするよう求めること。
6. 固定資産税について
 - (1) 固定資産税の路線価については、いつでも見られるようにすること。課税ミスを根絶し、是正する体制をとること。
 - (2) 固定資産税の評価方式を収益還元方式に改めるよう国に要請すること。
 - (3) マンション敷地内の公共的性格を有する諸施設(公園、プレイロット、緑地、道路、通路、防火水路、集会所など)の固定資産税を軽減すること。
 - (4) 私道でも公衆用の道路は非課税であることの周知を徹底すること。
 - (5) 利用しやすい低所得者減免制度をつくること。
7. 市税減免の基準を明確にし、市民に広く知らせること。
8. 都市計画税の税率を引き下げること。目的税である都市計画税・事業所税については、その用途を市民に明らかにすること。
9. 習志野自衛隊基地については、隣接土地と同じ評価水準で、固定資産税を課税するか負担金を算定額まで増額させること。
10. 中央競馬会に対する課税措置をとること。
11. 資本金1億円以上の市内法人の法人税均等割を制限税率に引き上げること。
12. 有料道路に固定資産税を課税すること。民営化以降、どのようなになったのか、検討すること。
13. 事業者に送る住民税の特別徴収税額通知書に、従業員のマイナンバーを記載しないこと。
14. 農地の宅地並課税をやめるよう国に求めること。当面、船橋市として対策をとること。
15. 税の電話催告は、市直営で行うこと。

06. 消防局

1. 常備消防力を直ちに国基準まで整備すること。
2. 消防団運営費については、町会自治会が負担することがないように適正な補助額を出すこと。
3. 古和釜分署の建設にあたっては交通渋滞対策を行うこと。
4. 市民の安全を確保する、災害に強い街づくりを進めるための提案
 - (1) 半径 120 メートルの範囲ごとに、100 トン規模の耐震性貯水槽を設置すること。
 - (2) 貯水槽近くに可搬式ポンプを配備し、地域住民も活用できるようにすること。
 - (3) 初動消防力を高めるため、常備消防と市民が連携できるよう組織整備を行ない、緊急時に対応できるようにする。
 - (4) 災害時に市民が移動困難で孤立状態になる地域に出張所を設置すること。
 - (5) 消防水利の老朽化対策を緊急に行うこと。

07. 市民生活部

1. 支所、出張所、連絡所の増設について

支所は東西南北 4 ヲ所程度、出張所は中学校区、連絡所は小学校区に設置すること。また、市民が市役所ではなく、出張所ですべての業務が完了するように、福祉関係事務をはじめ、業務を拡大すること。当面週一回の福祉部職員を派遣して出前福祉事務所を行うこと。

※丸山公民館に出張所か連絡所を設置すること。

※三山市民センターに出張所を設置すること。

※薬円台公民館に出張所を設置すること。

※南船橋駅前に出張所を設置すること。

※習志野台出張所の車の出入り口にバーやブザーをつけるなどの安全対策を。
2. 街路灯・防犯灯の整備を積極的に行なうこと。特に、学校・公園周辺の防犯灯の設置を行なうこと。町会の境界など町会で管理できないところは、市が直接設置すること。

- (1) 小室駅前幹線道路の街灯を明るくすること。
 - (2) 二和西の通称桜並木通りに防犯灯の設置を。
 - (3) 小室保育園裏通りに防犯灯設置を。
 - (4) 新京成線三咲駅への昔の農道の街灯を明るくすること。
 - (5) 飯山満 2 丁目から飯山満駅までの街路灯の増設。
 - (6) 飯山満 3 丁目マンション「グランシーナ薬円台」脇の道路の街路灯の増設。
 - (7) 坪井の森緑地～坪井中学校西側の歩道に街灯の設置を。
 - (8) 芝山東小学校手前、芝山 3 丁目、UR 都市機構の調整池に接する道路に街路灯を設置すること。
 - (9) 藤原 8 丁目 46 篠原駐車場から鎌ヶ谷市横下貯留池周辺にかけて暗く危険なので街路灯を増設すること。
 - (10) 馬込町 809-5 郡商店横に入る市道と馬込町 873-1 交差点から鎌ヶ谷方向に入る市道が暗い歩行者が危ないので街路灯の設置を。
 - (11) 西船 5 丁目～東中山 1 丁目の JR 総武線の高架下に街路灯増設を。
 - (12) 本中山 2 丁目、市道 01-013 の街路灯の増設を。
3. すべての交番に常時警官を配置すること。次の場所に交番の設置を県警に要望すること。
- ※三咲駅前、高野台、本中山 6・7 丁目、金杉台団地。
4. 地価の高い地域では用地確保が困難なため、自治会館のない自治会に対し会館建設ができるよう用地購入やマンション改造への補助なども行うこと。
 5. 人口増に対応してポストや郵便局を設置するよう要望すること。特に古作・北本町。
 6. 空家の実態を把握し、空家を活かしたまちづくりをすすめること。市民の相談にのり、空家問題解決に積極的に取り組むこと。早期に職員体制を見直し、相談業務の充実をはかること。
 7. 危険な歩きタバコ防止、ポイ捨て禁止の啓発に力を入れること。(特に船橋駅、西船橋駅、津田沼駅周辺)
 8. 客引き対策を行うこと。(西船橋駅、津田沼駅、船橋駅)
 9. 視覚障害者が危険を感じているため、危険な歩きスマホ防止の啓発を行うこと。
 10. 誰もが暮らしやすい船橋市にするために
 - (1) 「LGBT」や「SOGI」についての啓発・人権の尊重と安心して働ける職場環境などを充実すること。
 - (2) 性的マイノリティや事実婚のカップルも利用できるパートナーシップ制度を導入すること。
 11. 男女共同参画センターは、独立した施設を確保し、市としての位置づけを高めること。

08. 環境部

1. ゴミの減量にとりくむこと。
 - (1) プラスチックの分別を行い再利用化をすすめる。
 - (2) 市民への啓発を行い協力を求めること。
 - (3) 堆肥化など生ゴミの再利用にとりくむこと。
 - (4) 企業のゴミ減量対策をおこなうこと。
2. 自然エネルギーの活用について、船橋市として独自の目標を達成するよう力をつくすこと。
3. 生産者に製造物のリサイクルや廃棄処理に関して責任を負わせる拡大製造者責任の法制化を強く国に要請すること。
4. 分別区分をもっと細かくすること。(プラスチック、スチロールなど)
5. 産業廃棄物については許認可権を生かし、良好な環境を維持すること。
6. 雑品スクラップの適正管理に関して法整備を行なうよう国に求めること。
7. 「船橋市CO₂削減地域推進計画」の目標達成のため、具体的手立てを早急に進めること。
 - (1) 再生可能エネルギー開発の理念として、次の項目を掲げること。
 - ① 自然エネルギーは地域固有の財産であること。
 - ② 地域固有の財産は、地域の文化、生活向上と産業の発展に使うこと。
 - ③ 地域固有のエネルギー開発は、自治体と地域住民の共同によって推進すること。
 - (2) 公共施設への再生可能エネルギー等導入方針の着実な実施と、さらなる導入拡大をめざすこと。
 - (3) 市民、事業者と協力し、市内全体での再生可能エネルギーの普及目標を立てること。
8. 清掃工場の管理運営について指定管理者まかせにせず、適正をチェックすること。
9. 可燃ゴミの収集の回数は週3回収集に戻すこと。有料化を行わないこと。
10. ゴミステーションについて。
 - (1) ごみの分別表を多言語化すること。
 - (2) 繁華街の衛生環境を整える。
 - (3) カラス対策をすすめること。
11. 粗大ゴミの収集の有料化をやめること。
12. デポジット制の導入を国に求めること。
13. ゴミの最終処分地確保と助成制度の新設を国・県へ要請すること。
14. 生ゴミ処理機の助成を拡充すること。
15. 三番瀬環境学習館は、三番瀬の保全に役立つ施設にすること。

16. 山手 1 丁目の日本建鐵工場跡地所有者に、土壤汚染、地下水汚染の対策を徹底させること。
17. 太陽光発電を推進するため、設置費補助金を拡充すること。
18. 自衛隊下総・習志野基地の飛行機、ヘリコプターの騒音について定期測定を増やすこと。訓練に関する環境協定を結ぶこと。また、早朝、夜間、昼食時、土日、休日の訓練、低空飛行をやめるよう申し入れること。
19. 市内全てのゴルフ練習場に対して、台風時や強風時の騒音対策、倒壊防止ネット外しなどの対策を求めること。
20. 公衆便所を増やすこと。主要な駅に設置すること。（ＪＲ津田沼駅北口、西船橋駅北口広場の 1 階部分に 24 時間使えるものを緊急に設置すること）
21. 葬祭事業について
 - (1) 永代使用料の引き下げを行なうこと。
 - (2) 市営霊園に合葬式墓地を設置すること。
22. 馬込沢駅の近くにあるサミットストア周辺の悪臭対策を行うこと。
23. 馬込沢駅下りの最初の 2 箇所の踏切用排水から、蚊が大量発生しているので駆除してほしい。
24. 二和商店街市民祭り後の道路清掃を。（食べ物の腐敗臭がひどい）
25. 楠が山、平成建設工業㈱の残土条例違反の是正。毅然ととりしめること。
26. 居酒屋・スナック・バーなど深夜早朝のカラオケによる騒音トラブルが多い。対策を行うこと。
27. ＪＲ西船橋駅南口周辺に停車する企業バス群の排気ガス対策を行うこと。
28. 全般的に燃えるゴミの回収を日中にする。

09. 経 済 部

農漁業振興について

1. TPP・日米FTAをやめるよう国に要請すること。
輸入自由化推進路線を改め、食料自給率を引き上げ、各国の食料主権を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮するよう、国に要望すること。
2. 農地の宅地なみ課税の撤廃と相続税の軽減を国に要求すること。
3. 遺伝子組み替えの表示は、全ての食品に義務づけるよう国に要請すること。
4. 青潮対策についての研究・実験にとりくむこと。また、対策事業に助成をすること。
5. 農地の減少を防ぎ、農地の多面的機能を保全するための市の計画を定めること。計画に以下のことを盛り込むこと。
 - (1) 市内生産野菜の指定品目をふやし、補償率を上げること。
 - (2) 学校給食で市内野菜などの消費を高めるため、生産者・市場・教育委員会の連携をつよめること。
 - (3) 農民の健康診断の助成を増やすこと。
 - (4) 農業用廃棄塩化ビニールフィルムやポリエチレンフィルムの処理について農家の負担を軽減すること。
 - (5) 市民農園・学童農園の拡充。
 - (6) 耕作放棄地の利用方法の研究を。

労働・雇用について

1. 平成7年まで行っていた市内労働実態調査を復活すること。
2. 職業病などの相談会の開催を支援すること。（他市は会場使用料免除、市が確保している）
3. 勤労市民センターは、勤労者の使用料を無料とし、その他の使用料も引き下げること。また、駐車場についての対策をたてること。
4. 市独自の失業対策事業を行うこと。
5. ブラック企業対策等の相談窓口を市役所にも設置すること。

商工振興について

1. 船橋市商工業戦略プランの実施においては、市内の中・小・零細事業者の実態を把握し、具体的な支援策を講じること。
2. 大型店のこれ以上の進出を規制すること。
 - (1) 大店立地法による大型店の進出に際しては、良好な都市環境の形成の視点

を加え、地域コミュニティへの影響を審査基準に加えること。

- (2) 商工業振興審議会を設置し、地元住民・消費者・商店街・中小小売業者の意見を反映させること。
3. 中小業者の振興対策を強化すること。とくに零細事業者対策を行なうこと。
 - (1) 市独自の緊急融資制度を創設すること。
 - (2) 小規模、零細業者が主に利用する特別小口融資制度を不況対策として、赤字でも利用できるように改善すること。
 - (3) 融資返済困難者に対しては、返済期間、据え置き期間を長期化すること。元金返済の据え置き措置など行なうこと。その場合、ペナルティーは課さないこと。
 - (4) 中小零細事業者の経営実態調査を行なうこと。
4. 住宅リフォーム助成制度を再開すること。
5. 商店街活性化のため、助成を行なうこと。
 - (1) 空店舗対策のアドバイスや助成を行なうこと。
 - (2) 街路灯の設置・維持管理は全額公費で行なうこと。
6. 高齢者等が身近な所で買物ができるような商業振興をはかること。

卸売市場

1. 市場の役割である流通機能の改善強化を図るために、生産者、商店、卸、消費者、議会の代表者による審議会を設け、検討すること。
2. 教育委員会と連携し、地産地消給食の実施をすすめること。
3. 市場年報を復活すること。また、成果と課題を明確にすること。

消費者センター

消費生活相談員を常勤化し、必要な人材を確保すること。当面、相談員の時給を引き上げること。

10. 健康福祉局

熱中症対策として、エアコン購入・設置費用助成制度を、高齢者、障害者、生活保護利用者、子どものいる世帯を対象にして創設すること。

1) 健康・高齢部

◎包括支援課

1. 身近で相談できるよう、包括支援センターを大幅に増やすこと。
2. 活動の周知をはかること。

◎高齢者福祉課

■老人福祉センターの指定管理制度をやめること。

1. 高齢者への悉皆訪問調査を行い、実態を把握して施策に反映させるとともに必要な個別の支援を行うこと。
2. 年金で入れる特別養護老人ホームを増やし、必要な人が待たなくても入所できるようにすること。
3. 丸山地区、本中山地区、海神地区、若松地区に特別養護老人ホームを設置すること。
4. 総武線以南の地域は施設・在宅ともに、介護サービスが不足しているので整備すること。
5. 生きがい福祉事業団の受託事業を拡大し、会員の仕事を増やすこと。会費徴収をやめること。駐輪場整備員や街頭指導員と雇用契約を結ぶこと。
6. 敬老行事助成金を維持増額すること。また、長寿祝い金を縮小しないこと。
7. はり・灸・マッサージ助成制度を維持し拡充すること。また施術も扶助費を縮小しないこと。
8. 無料の給食サービスを復活すること。
9. 一人暮らし高齢者入浴券制度を維持拡充すること。
10. 日用品給付・貸与事業について所得制限をなくし、制度をひろげること。
11. 福祉タクシーの対象者を要支援1にも拡大し、要支援2及び要介護1・2の乗車券交付枚数を大幅に増やすこと。
12. 75歳以上のバス代金を無料にすること。シルバーパスなど高齢者の外出支援事業を行うこと。

◎介護保険課

1. 軽度者へのサービス充実など、市の独自施策を拡充すること。

2. 特別養護老人ホームの居住費や食費への市独自の助成を行うこと。
3. 利用料助成制度を拡大し、預貯金調査は中止すること。
4. 介護保険料を引き下げること。
5. 介護保険制度や保険料利用料の減免について住民への周知を徹底すること。
申請できない人へは特別の支援を行うこと。
6. 認定審査はコンピューター判定にこだわることなく、住宅事情や同居者の実態など、介護を要する申請者の生活実態にあわせたものにする。特にガンの在宅ターミナルケアの介護がスムーズに実施できるようにすること。
7. 在宅の場合、限度額では不足するので、市独自でショートやデイ、ホームヘルプサービスを実施すること。
8. ホームヘルパーや介護施設職員など介護労働者の待遇改善を国や事業者に働きかけること。また、市独自の給与補助を行なうこと。
9. 介護保険の通院の介助については付き添いも認めること。
10. 軽度者への「日常生活支援総合事業」は利用者の実態を把握して専門家による介護が受けられるようにすること。
11. 「総合事業」においてチェックリストの導入による振り分けはせず、全申請者にこれまでの要介護認定申請の手続きを継続すること。

◎健康政策課

1. リハビリ病院の個室料をやめること。また、食事代を引き下げること。
2. 小児科や産婦人科など不足する医療体制の充実に努めること。
3. 看護学校の定員を増やすこと。
4. 療養型病床を増床し、ガン・透析・糖尿病など医療が必要な要介護高齢者の入所施設を確保すること。
5. 医療センターの建替えは、海老川上流地区開発と切り離してすすめること。

◎国保年金課

1. 高齢者の医療費の自己負担引き上げに対して反対すること。
2. 国保窓口を業務委託から正規の職員に戻すこと。
3. 一般会計から繰り入れし、国民健康保険料を引き下げること。
4. 子どもの均等割保険料をなくすこと。
5. 保険証の更新に際しては、加入者全員に無条件で郵送交付し、資格証明書や短期保険証は発行しないこと。
6. 生活に困窮する世帯の保険料減免条件を緩和し、皆保険制度として機能させること。
7. 徴収猶予や換価の猶予をすすめること。
8. 医療費自己負担の国保法 44 条減免制度の適用を広げ、低所得の人が安心して医療にかかるようにすること。医療機関と市民に制度を周知すること。

9. 船橋市老人医療費助成制度を復活させること。
10. 後期高齢者医療制度の廃止を求めること。
 - (1) 資格証明書、短期保険証の発行をおこなわないこと。
 - (2) 保険料の値上げを行わないこと。
11. 保険料滞納者に対し、給与や年金の差し押さえなど無理な取り立てはやめること。生活支援の立場で相談にのること。
12. 白内障助成扶助費を廃止しないこと。
13. 年金について
 - (1) 最低保障年金制度を創設するよう、国に求めること。
 - (2) 年金機構の年金相談の電話がつかないのを改善を求めること。
 - (3) 年金資格を失わないよう、減免制度があることを周知すること。
 - (4) 年金積立金について、リスクの大きい株式運用を改め、安全・確実な運用に改善するよう、国に求めること。

2) 保健所

■保健所の機能を強化し、市民の健康の保持・増進に責任をもつこと。

1. 食品、井戸水の検査体制を整備すること。
また、残留農薬、重金属、添加物等の検査を行なう体制にすること。
2. 食品や環境の衛生監視員を増やすこと。
3. 特定健診は誕生月に受けられるようにすること。
4. 人間ドックの助成金額の上限を引き上げること。
5. ガン検診を無料にすること。受診率向上に努めること。
6. 健康保険別に行われている特定検診の実態を把握し、市民の保健事業に生かすこと。
7. 子どものインフルエンザ予防接種に助成をおこなうこと。
8. 近隣市の病院でも船橋市の検診を受けられるようにすること。（北総白井病院など）
9. 市の独自基準をつくり、妊婦検診の自己負担をなくすこと。
10. 産後ケアは、通所型と訪問型も導入すること。
11. 精神保健福祉士・保健師を増員すること。精神保健の相談・訪問・支援体制を抜本的に強化すること。
12. 自殺対策を強化すること。
13. 放射能から市民を守るための体制を整えること。
 - (1) 放射性物質の成分分析機器を購入し市独自の検査体制を整備すること。
 - (2) 市民が持ち込む井戸水や母乳、農水産物などの検査に応じること。
 - (3) 「安全神話」でない正確な放射能についての知識や放射能から健康

を守るための情報を市民に周知すること。

- (4) 学校、保育園等の給食食材放射性物質の検査は、実際に使用される食材を調理前に行うこと。また、検出限界値は1ベクレル/kgとすること。

14. 化学物質過敏症の啓発を、公共施設やホームページで行うこと。
15. ペットの譲渡促進で殺処分ゼロを達成すること。
16. 市内の銭湯減少を食い止めるため、支援を抜本的に強化すること。
17. 難病疾患患者扶助費対象者を縮小しないこと。

3) 医療センター

1. 東葛南部医療圏の中核病院に指定した県に、応分の負担を求めること。
2. 差額ベッド料の徴収をやめること。緩和ケア病棟の個室料徴収はやめること。
3. ガン患者や介護が必要な入院患者の退院にあたっては、退院後の相談にしっかりとすること。
4. 医療センターへの送迎バスを運行すること。(JR船橋駅、西船橋駅、東武塚田駅、馬込沢駅、新京成北習志野駅、行田団地、本中山、前原、田喜野井、三山、薬円台)
5. 生活困窮者に診療費の減免を行うために無料低額診療事業を行うこと。
6. 職員(管理職を含めて)にLGBT=性的マイノリティへの理解を促進する研修を行うこと。

4) 福祉サービス部

◎地域福祉課

1. 福祉銀行貸付事業の貸付の額を引き上げること(当面、1カ月の生活費に見合う最低額として10万円に)。原資を引き上げること。
2. 市独自の生業資金貸付制度の新設をすること。
3. 民生委員の研修については、介護保険や生活保護など、市民の要望の高いものについては、充実させるなどの援助をおこない、民生委員の資質の向上に努めること。
4. 路上生活者の自立を支援する施設を設置すること。
5. 無料低額診療の薬剤費助成制度を国に求めること。実現するまでは船橋市独自で助成すること。

6. 子どもの学習支援事業を拡充すること。
7. 賃貸住宅居住の失業者に、住居確保給付金が支給されることを周知すること。
8. 社会的ひきこもりの問題にとりくむこと。

◎障害福祉課

■身体障害者福祉作業所太陽、身体障害者福祉センターの指定管理者制度の導入をやめること。

1. 障害者の就労支援を行うこと。船橋市の障害者雇用率を達成し引き上げる。
2. 難病疾患患者扶助費の削減を行わないこと。
3. 障害者総合支援法を廃止し、障害をもつ当事者の意見が反映された新法制定を国に求めること。以下のことを実施すること。
 - (1) サービスを選択できるよう障害福祉サービスの基盤整備をすすめること。
 - (2) 障害児の保護者や障害者に負担を負わせる一部負担金をなくするため、独自助成を行うこと。
 - (3) 成人の発達障害について医療支援・生活支援を行うこと。
 - (4) 精神障害者専門の訓練等給付施設・短期入所施設を確保すること。
 - (5) 障害者の医療費は速やかに無料にするよう、国に求めること。
4. 市内のバリアフリー化をすすめること。
 - (1) 学校や公民館など公共施設には必ずエレベーターを設置すること。ユニバーサルデザインのトイレを普及すること。
 - (2) 視力障害者が安心して歩ける道路の整備をすすめること。
5. 公共施設や主要駅前に常設の福祉ショップを設け、就労の場や作業所の製品の販路を拡大すること。
6. 就労支援施設の工賃を引き上げる対策を行うこと。
7. 重度心身障害者の医療費助成制度の所得制限と、一部負担金の徴収は廃止すること。縮小は行わないこと。
8. 福祉タクシーは、立て替え払いをなくし、増額すること。また、1 級、2 級、一部の 3 級に限らず、これらに準ずる障害者にも適用すること。
9. 腎炎、ネフローゼ疾患などに対する難病援助金を 20 歳以上の人にも支給すること。
10. ALS など在宅で人口呼吸器を装着している患者への支援を行うこと。
 - (1) 市が財政負担をし、緊急受け入れやショートステイのベッドを市内で確保すること。
 - (2) 在宅患者の家族の負担軽減のための特別な対策を行うこと。
11. 障害福祉課のケースワーカーを増やすこと。相談支援専門員を増やすこと。

12. 代読・代筆サービスを実施すること。
13. 心身障害者施設事業補助金の縮小、および重度心身障害者医療扶助費の縮小をしないこと。

◎生活支援課

1. 保護利用者の入院時などの保護費の支給を正確に行うこと。また、返還金が生じた場合の納付は、生活に支障のない金額となるように調整すること。
2. 相談員、ケースワーカー、調査員を大幅に増やすこと。国基準を下回る事態はすぐ改善すること。社会福祉士を増やすこと。
3. ハローワークに通う交通費を支給すること。
4. 冷蔵庫を家具什器費に加えること。体操服や上履き、学用品などの購入については実費を支給すること。
5. 生活保護利用者に臨時的一般生活費（家具什器費、移送費、更新料など）の支給について周知徹底すること。
6. 申請書やしおりは、生活支援課のカウンターや出張所など身近な窓口に置き、誰でも取れるようにすること。また、インターネットでダウンロードできるようにすること。
7. 生活保護決定のための調査期間は短くすること。
8. 保護利用者の自立のため、援助は親身になって行なうこと。
9. 生活支援課の面接室を増やし、待ち時間をなくすこと。
10. 生活支援課の建物の耐震化をすすめること。
11. ホームレスの申請で無料低額宿泊所の利用紹介はしないことと同時に、近隣市との共同でも公的なシェルターをつくること。
12. 年一回の資産調査はやめるよう、国に求めること。受給者に通帳の写しの提出を求めるのはプライバシーの侵害となるため、やめること。この調査に応じる法的義務は無いことを受給者に周知すること。
13. 生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利であることを市として発信し、それに基づいて業務をおこなうこと。

5) 子育て支援部

◎保育に関すること

■子育て支援センターの指定管理をやめること。

1. 待機児解消のために、認可保育園を増設すること。
2. 保育に欠け認可保育園を希望する子どもは、認可保育園に入所させること。
3. 公立保育園の保育士は全て正規職員とすること。

4. 現在の市の認可基準を後退させないこと。
5. アレルギー給食を継続すること。
6. 看護師・栄養士の配置を継続すること。
7. 保育料を値上げしないこと。
8. 保育料の減免制度は、現年度の所得が減った場合など保護者の生活実態に即したものに拡充し、制度を周知すること。副食費の自己負担をなくすこと。
9. 保育料の算定にあたって年少扶養控除の「再計算」を新入園児にも行うこと。
10. 第2子からの保育料を無料にすること。
11. 一時保育の実施園を全市に拡大し、利用制限をなくすこと。利用料を引き下げる。
12. 民間で行っている時間外有料保育は市が肩代わりし負担すること。
13. 認可外保育所の職員の給与が、生活できる水準となるよう対策をとること。
14. 認可保育園の緊急増設や、保育士の賃上げと配置基準の引き上げについて責任を果たすよう、国に強く求めること。
15. 子育て支援センターを行政コミュニティ単位に早急に設置し、子育てに不安を抱える保護者への支援を強化すること。また、保育所、保健センター、児童ホーム、幼稚園、児童相談所との連携をはかること。
16. 子育て支援センター利用者のための送迎バスを運行させること。
17. 保育所・認定子ども園、および認定保育園の施設整備事業補助金対照を縮小しないこと。

◎児童家庭課

1. 母子等家庭児童養育手当を復活させること。
2. 母子・父子家庭、低所得者への家賃補助制度を実施すること。
3. 児童扶養手当証書の交付は、本庁に来なくてもすむよう、出張所でできるようにすること。
4. 母子・父子家庭医療費助成、高等学校就学援助の所得制限をなくすこと。
5. 子ども医療費助成の一部負担金を廃止すること。また、18歳まで助成を拡大すること。
6. 「子ども食堂」への支援を行うこと。
7. 離婚家庭の子どもの面会交流や養育の支援を拡充すること。
8. 小中学校児童入学援助金を縮小・廃止しないこと。
9. 母子家庭等医療扶助費を県基準に合わせ減免しないこと。
10. 母子家庭等高等学校等修学旅行を廃止しないこと。
11. 母子家庭等児童入学等祝い金を廃止しないこと。

◎家庭福祉課

1. 児童相談所に関する補助金の支出を国や県に強く要請すること。
2. 家庭児童相談室の職員常勤化も含めて機能を強化するとともに、市内でショートステイができる体制を整備すること。

◎地域子育て支援課

1. 放課後ルームについて
 - (1) 欠員のでている支援員・補助員をすみやかに確保すること。
 - (2) 増設し、待機児童をなくすこと
 - (3) 子どもたちの使う備品や消耗品の予算を増やすこと。
 - (4) 1日単位で子どもを預けられるようにすること。
 - (5) 育成料を引き下げること。減免制度を拡充し、保育料負担を上回る育成料はなくすこと。
 - (6) 学校休日の開所時間を7時からにすること。
 - (7) 児童一人当たりの面積基準1.65㎡を厳守し、さらに改善すること。
 - (8) 正規職員を配置し児童ホームの園長との兼任はやめること。
 - (9) 支援員と補助員の賃上げなど、待遇改善を行うこと。
 - (10) 施設の改善・拡充や、職員の正規化・労働条件の改善について公的責任を果たすよう、国に求めること。
 - (11) 一定の基準を満たした民間の学童保育を利用する児童の保護者に対し、補助金を支給すること。
2. 児童ホームについて
 - 児童ホームの指定管理導入をやめること。
 - (1) コミュニティに1館を実現すること。(本町、二和、大穴地域)。既存の児童ホームから離れている行田、芝山にも設置すること。
 - (2) 高校生の「居場所」を位置づけること。
3. その他
 - ベビーシッター利用への助成など、支援事業を行うこと。

◎療育支援課

■ 簡易マザーズホームの指定管理導入をやめること。

1. 乳児からの一環した療育体制を保障するため、施設と職員の拡充をはかり支援を強めること。学校教育との連携を強めること。
2. 4～5 歳児を対象として発達障害の早期発見を目的とした検診を実施し、早期発見に努めること。
3. 「さざんかキッズ」の施設と職員の配置は「さざんか学園」と同等にすること。特に保護者との約束は守ること。また、公設公営の療育施設の建設を視野に入れること。
4. 東西マザーズホームの事業において母子分離の充実を図ること。
5. 軽度発達障害児の支援体制を拡充すること。
6. 障害児に支給される入学祝金については、普通学級に入学する障害児にも支給すること。
7. 相談人数の増加などに対応するため、こども発達相談センターの体制強化を行うこと。心理発達相談員や言語聴覚士など、専門職の常勤化を押し進めること。ケースワーカーを配置すること
8. 放課後デイサービスの人員不足解消のため、賃金アップを行えるだけの補助金をつけること。

1 1. 建設局

1. 海老川上流地区土地区画整理事業は組合施行の事業であり、多額の市費をつぎ込み、市職員を使うことはやめるべきである。飯山満土地区画整理事業は規模を縮小したが、赤字の穴埋めに税金の投入を行わないように対策をすること。
2. 海老川上流地区のまちづくりについては、地球温暖化防止や生物多様性の保全の立場から研究し、大規模公園化とすること。
3. 都市機構住宅の削減を許さず、公共住宅として存続させること。
4. 市の「緑の基本計画」の2025年の一人あたり都市公園面積を9㎡とする目標を堅持し、この目標を達成するため、年次計画を明らかにして取り組むこと。

1) 都市計画部

1. 株式会社船橋都市サービスの財政状況のもとになっている、他の法人との契約関係等のわかる資料を開示すること。
2. 「船橋市環境共生まちづくり条例」は、市基本構想や市都市計画マスタープランのめざす方向と一致するように改正を行なうこと。
3. 農業振興地域の規制強化をおこなうこと。
4. 用途区域の指定以外の土地利用を、周辺の町と整合するよう条例化すること。

2) 都市整備部

1. 船橋駅南口再開発事業及び、フェイスビルについて
 - (1) 市の施設については、市民の声をよく聞いて運営すること。
 - (2) 将来の財政計画を明らかにし、市民に負担をかけないようにすること。
2. 飯山満地区の区画整理事業について情報を開示すること。駅前に公民館、コミュニティセンター等の公共施設をつくること。
3. 東葉高速鉄道「東海神駅前広場」を整備すること。また都市計画道路完成までの間、空き地を駐輪場とすること。新京成「二和向台駅前広場」を整備すること。
4. 公園の建設を進めること。
 - (1) 二和西4丁目、大穴北4丁目、楠が山町、芝山6丁目、飯山満2・3丁目、丸山4丁目、丸山2丁目、藤原3丁目、葛飾町、印内町、山野町、海神町南1丁目、海神、山手、本町、駿河台、前原西、三山の各地域に公園設置

- を。
- (2) 松が丘、咲が丘 3 丁目市民の森の土地を取得し公園とすること。
 - (3) 西船 6・7 丁目地域（特に県道松戸原木線の西側）や西船 2 丁目付近にボール遊びができる公園の設置を。
 - (4) 二重川沿いの森林地帯を市民が憩える緑地公園に。（八木が 3 谷丁目）
5. 東部地域に運動公園と遊歩道、サイクリング道路を建設すること。
6. JR 西船橋駅南側地域に遊歩道、サイクリング道路を設置すること。
7. 公園施設の改善・管理について
- (1) 緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和をはかること
 - (2) 公園の危険箇所は早急に改善すること。必要な修繕がはかれるよう予算を増やすこと。
 - (3) 園内灯の腐食の点検を行なうこと。
 - (4) 時計が設置されていない公園に順次設置していくこと。（丸山公園）
 - (5) 勝間田公園に水遊びができる遊具を設置すること。
 - (6) 坪井近隣公園「せせらぎの道」出口周辺がぬかるむので定期的な点検をおこなうこと。
 - (7) 小室こぶし公園の雑草対策を定期的に行うこと。
 - (8) 本町 4 丁目公園・本町中央公園の遊具を充実させること。
 - (9) 運動公園体育館のバリアフリー化をすすめること。2 階席へのエレベーターを設置すること。
 - (10) 高野台公園の木々の剪定を定期的に行うこと。
 - (11) 馬込沢公園やあさひ公園、藤原さくら公園の除草や剪定をしっかりとやること。
 - (12) みやぎ台 4～9・10 の八木ヶ谷緑地の立木剪定を定期的に行うこと。
 - (13) 老朽化している長津川緑地の休憩所を整備すること。街灯を増やすこと。
8. 市内の緑を守ること。
- (1) 緑地を保全できる条例の制定を行なうこと。市民の保全活動に助成すること。
 - (2)
 - (3) 坪井せせらぎの道の除草は市が行うなど、維持管理を強化すること。
 - (4) 指定樹林の保存のため、助成金の増額や市による直接管理を検討すること。
 - (5) 市街地に残されている林について、地主の協力を得て市民が利用できるようにすること。
 - (6) 市街化区域の農地が売却される際には市が積極的に購入し、緑地保全と無制限な開発の抑制をすること。
9. 凌雲荘の早期再生建設を。
10. アンデルセン公園の入園料を無料化すること。当面、大人 900 円を引き下げ、

子どもの入園料を無料にすること。

11. 県民の森の借上料は県負担にできるよう要求すること。
12. 金杉市民の森に、トイレの設置を。
13. 西船橋駅北口の市民トイレへの行き方が分かるような図面を1階のエレベーターの横に表示すること。
14. 八栄橋の北～医療センターまでの川沿いに遊歩道を整備すること。
15. 本中山地域に、災害時には避難場所になり、通常は子どもの遊び場になるような広い緑地公園を開設すること。災害時、避難場所が小栗原小学校だけでは不安である。周辺のマンションとの間で災害時立ち入り契約を結ぶこと。
16. 駐輪場の設置と放置自転車対策について
 - (1) 各駅に機械式地下駐輪場の検討も含め、十分な駐輪場を設置すること。特に、船橋駅北口、津田沼駅、下総中山駅、西船橋駅、船橋競馬場駅、塚田駅、原木中山駅、北習志野駅、東海神駅。
 - (2) 駐輪場の利用料金を引き下げる。とくに、高校生や大学生の負担を軽減すること。
 - (3) 鉄道会社に駐輪場設置のための協力をさせること。
 - (4) 定期利用者以外の一時駐輪場を増やすこと。午後も人を配置して利用を促進すること。
 - (5) 放置自転車対策を行なうこと。特に下記の箇所。
下総中山駅北口（ミレニティ中山前）、南口、船橋駅北口、船橋駅南口、本町商店街通り、小栗原蓮池公園、北習志野駅前商店街・JuJu 商店街、三咲駅前通り、二和向台駅前通り、高根公団駅前（エポカ前も含む）、小室駅広場、原木中山駅東側。
 - (6) 北習志野駅や三咲駅、高根公団駅でレンタル制を導入すること。
 - (7) 駐輪場の整理員用ボックスを広いものに改善すること。
 - (8) 駐輪場整理員のためのトイレを設置すること。
 - (9) 駐輪場整理員の時間給を引き上げること。
 - (10) 街頭指導員を大幅にふやすこと。とくに放置自転車の多い駅には朝から夕方まで配置すること。JR 船橋駅北口・南口、西船橋駅、下総中山駅北口・南口、三咲駅、二和向台駅、小室駅。船橋駅前や京成船橋駅周辺は夜間も配置すること。
 - (11) 駐輪場の使用申し込みを、出張所でも受け付けること。
 - (12) 船橋駅北口周辺の放置オートバイの対策を行うこと。北口地下駐車場などに停められるようにすること。
17. 本中山3・4丁目、真間川沿い道路に樹木を増やし、整備すること。
18. 子どもがボール遊びのできる公園、場所を増やすこと。
19. 海老川遊歩道について。自転車の通行によって歩行者が危険になっている。歩行者の安全確認を行うこと。
20. 真間川沿いにウォーキングコースや憩いの場を設置すること。

3) 道路部

1. 道路整備の予算を大幅に増やし、渋滞解消、歩行者の安全対策にとりくむこと。
2. 電柱の地中化をすすめること。
3. J R・京成・新京成に対し駅無人化をもとにもどし、今後の無人化計画をやめるよう要請すること。
4. JR 西船橋駅について、J Rに次の改善を求め、協議を行なうこと。
 - (1) 構内のホームは幅が狭く、混雑時は線路に転落する危険があるので安全柵をつけること。
 - (2) 快速電車を停車させること。
 - (3) 武蔵野線、総武線を増便すること。また、東京メトロに東西線増便を促すこと。
5. 小室駅の階段から駅入り口までの通路に屋根をつけること。
6. 薬円台駅東口にエスカレーター、エレベーターを設置すること。
7. 新京成二宮鉄橋は、鉋桁制振工事などで騒音対策をはかること。
8. 京成海神2丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
9. J R下総中山駅南口にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化すること。
10. 新京成二和向台駅東側に出入り口を設置すること。
11. 新京成鎌ヶ谷大仏駅東側に出入り口を設置すること。
12. 京成西船橋駅に快速電車を停車させること。
13. 各鉄道事業者に対し、早急にホームドア設置を要請すること。
14. 階段位置を知らせる音声案内を各駅に設置するよう要請すること。
15. 東武野田線、塚田駅と新船橋駅間の線路を高架にするなどの安全対策を。(西側道路が狭いわりに交通量が多く危険)
16. バス路線について
 - (1) バス停に屋根、ベンチを設置すること。(さつき台線、三咲駅の小室方面乗り場にベンチを)
 - (2) 市場小学校通学路入り口バス停に屋根をつけること。
 - (3) 医療センター廻りのバスを増発、新設すること。
 - (4) 長福寺下のバス停から船橋駅方面のバスについて、時間通りに運転し、運転本数を増加すること。
 - (5) 必要な箇所にバスベイを設けること(宮本・古和釜線一習志野台1丁目、成田街道、木下街道など)。
 - (6) 競馬開催時、行田～西船橋間のバスの定時制を確保すること。
 - (7) 下総中山駅～本八幡駅間に路線を新設すること。
 - (8) 下総中山駅～西船橋駅間、西船橋駅～諏訪神社間のバスを増便すること。
 - (9) 西船橋駅南口～行田団地行きバス(都市計画道路経由)を新設すること。
 - (10) 船橋駅～中沢間のバス路線を新設(運動公園から船橋啓明高校経由のバス)

の延伸) すること。

- (11) 船橋駅北口と行田団地間のバス路線を新設すること。
- (12) 船橋駅北口から北習志野・豊富農協・古和釜方面へのバスを増便し、終バスを延長すること。
- (13) 船橋駅北口～金杉台団地路線の夜 21：30 以降の本数を増やすこと。
- (14) 南船橋駅～船橋駅間のバスの増便。
- (15) 津田沼駅～日大理工学部前間の、日大付近バス路線の運行計画の見直しを行なうこと。
- (16) 二宮神社～津田沼グリーンハイツ間の運行を復活すること。
- (17) 坪井東、坪井西地区へのバス乗り入れを実現すること。
- (18) みやぎ台 2～4 丁目の 8m 道路にバスの運行を。
- (19) 西船橋駅～三番瀬や馬込霊園間のバスを導入すること。
- (20) アンデルセン公園行きのバスの本数を増やすこと。
- (21) 運動公園プール行きの専用バスの導入をすること。
- (22) 八木が谷 3 丁目～二和向台駅の循環バスを増便すること。
- (23) 生活バスちばにゅうの路線を変更し、小室駅前に停留所を設置すること。
- (24) 新京成バス小室駅、セコメディック病院行きの刈米と古和釜高校の間が長すぎるので、バス停設置を求めること。

17. マイカーに依存した交通体系から、公共交通を中心とした交通体系へ転換を図ること。

(1) 公共交通活性化事業について

以下の地域について実施すること。みやぎ台、習志野台、大穴北 4 丁目～三咲、楠が山、金堀、豊富、古作、本郷町、本中山

馬込沢・丸山循環バスの運賃は、近隣で運行するバスと同額の 150 円に引き下げること。収支を開示すること。定期券や新京成のプラチナパスを使えるようにすること。

馬込沢・丸山循環バス終点地点の降車場所に段差があり危険なので対策を。北総線が高く小室地区は不便なので、格安のバス運行を。

(2) 上山町、旭町、馬込町の交通不便地域の交通対策を行うこと。

- 18. 公共性の高い私道の整備は、市の事業として行うこと。
- 19. 高齢者、障害者、車椅子でも安心して通れる歩道整備を行なうこと。
- 20. 点字ブロック上に物を置かないように啓発を強めること。
- 21. バス停には原則として、屋根とベンチを設置し交通弱者の外出を保障すること。
- 22. 歩道に簡易ベンチやスツールを配置し、高齢者が外出しやすい環境整備を行なうこと。
- 23. 楠が山の市道の崩落が続いている。原因を究明し、崩落事故が再度起きないように、対策をとること。雨水によるものだけではなく、重量規制が必要である可

能性があるので、調査すること。必要なら、大型車両の通行規制も行うこと。

24. 小栗原歩道橋や、船橋中央病院付近(南側)の歩道橋にエレベーターを設置すること。
25. 次の道路の拡幅や歩道などの整備をおこなうこと。
 - (1) 馬込沢駅東口にロータリーを設置すること。駅西口ロータリーに一般車の停車場所を確保すること。同ロータリーからの出口に一時停止を設置すること。同ロータリー内のキャッツアイは、つまずいて危険なのでとること。
 - (2) 丸山中央通商店街を通る市道について自動車のスピードを抑制する対策を行うこと。丸山 2-1 付近に横断歩道を設置すること。丸山公園横の坂道部分の滑り止め対策を行うこと。グリーンハイツへの下り坂は見通しが悪く歩行者が危険なので歩道を設置すること。
 - (3) 馬込沢駅周辺の歩道の整備。西口から若葉保育園までの道路を(一部私道)整備すること。駅西口から木下街道までの歩道の塗装改修。
 - (4) 船橋法典駅から市営住宅までの道路の整備で歩行者の安全対策を(一方通行にする)。
 - (5) 前原中正門脇市道の拡幅。
 - (6) 原木中山駅周辺の道路の歩道整備を。
 - (7) 市道 00-052 (印内バス通り) の歩道の拡幅を。
 - (8) 西船橋駅の南北のアクセス改善。街が分断され、歩行者や自転車にとっては不便。海神 6 丁目～海神町西 1 丁目間の歩道橋にエレベーターの設置を。
 - (9) 西船橋駅南口周辺の歩道整備。交通量が多いため歩道の拡幅を。
 - (10) 本郷町 481 先「原木インターから 14 号線に向かう道路の交差点手前」日産自動車側の歩道整備。
 - (11) 本中山 4 丁目真間川陸橋について、自転車がすれちがえるように拡幅すること。
 - (12) 本中山の市道 00-188、京葉道路を跨ぐ陸橋の歩行者安全対策を。子ども達が通学時に通るため。
 - (13) 下総中山駅南口側の道路拡幅と安全対策。
 - (14) 海神町東 1 丁目マルキンベーカリー前の歩道拡幅を。
 - (15) 市場 4 丁目市道 08103 号線急坂部分の拡幅。危険なので対応を。
 - (16) 行田 1 丁目の塚田駅から行田公園へつなぐ裏道。車が交互通行をするための場所はあるが、自転車や歩行者は、車が通り過ぎるまで、待っていることになる。拡幅をして歩道の整備を行うこと。当面の歩行者の安全対策を行うこと。
 - (17) 本町 1 丁目、船橋西第 2 ガード付近、西武跡地側の南口から北口へぬける道路の整備を。車椅子でも安心して通れるように。
 - (18) 西武跡地横のガード下。道路冠水がひどい。排水の改善を。
 - (19) 船橋駅北口のロータリーの歩道の改善。特にドコモショップ前。
 - (20) 東葉高速鉄道東海神駅付近の歩道の整備と安全対策。車椅子でも安全に通れるように。

- (21) 山手 2 丁目 14-3 付近、市道 00-169 の歩道の拡幅。交通量が多い上、私立ひなぎく幼稚園の通園児の送迎で混雑するため。
- (22) 山手 3 丁目、テニスコート入り口近辺、高田氏宅→行田公園入り口の自転車道路の充実、歩道と車道との段差をなくすなどの改善を。
- (23) 新船橋駅～塚田駅間の歩道拡幅。当面、山手サンランド船橋の東側に歩道の設置を。
- (24) 山手の日本建鉄跡地西側の道路拡幅。歩道設置。
- (25) 市道二和・金杉線の新京成踏切周辺から県道までの歩道設置。
- (26) 三咲小学校正門前（市道）からコジマ電気前（県道夏見・小室線）に通じる道路の整備。
- (27) 三咲駅に向かう南三咲、三咲の市道、三咲駅付近の歩道整備を。
- (28) 三咲踏切手前の部分は特に危険。ガードレールの設置を。
- (29) 県立豊富高校前道路の拡幅。
- (30) 八木ヶ谷中学校より三咲駅にいたる市道、歩道の整備。自転車の安全対策を。
- (31) 二和中央商店街通りに面した空地を買収し、部分的にも道路拡幅を行うこと。
- (32) 二和向台駅周辺の歩道整備。
- (33) 二和西 6 丁目桜並木道路の歩道を改善すること(陥没やひび割れ)
- (34) 御滝中の生徒の通学路になっている船橋二和高校前の道路の拡幅。
- (35) 県道夏見・小室線分岐から木下街道までの馬込・夏見線の歩道を拡幅し、歩行者、自転車の安全確保を。
- (36) 滝不動駅から金杉に向かっていく道路の拡幅を。
- (37) 松が丘 4-46 と調整池の間の道路の拡幅を。
- (38) マツモトキヨシから三咲 1 丁目方面の歩道を整備すること。
- (39) 大穴南 2 丁目バス通り歩道が狭く危険なので改善すること。
- (40) ロイヤルスポーツ前道路歩道の整備。
- (41) 大穴北 8 丁目 1 番地先、大穴新谷津児童遊園前市道の拡幅と歩道整備。
- (42) 大穴近隣公園付近の歩道の整備を。
- (43) 県道八千代鎌ヶ谷線に大穴北 4 丁目（ローソン横）で交差する市道の拡幅を。
- (44) 三咲神社横から大穴北 4 の 8 までの市道の拡幅。
- (45) 飯山満 2 丁目から東葉高速鉄道飯山満駅へのアクセス道路の拡幅。
- (46) 飯山満小近辺、飯山満 2 丁目と二宮 2 丁目の境の道路の歩道の整備等安全対策。
- (47) 市道芝山・古和釜線拡幅、歩道整備の促進。
- (48) 七林・飯山満線、七林・薬円台線、七林・習志野台線の拡幅、歩道整備。
- (49) 高根木戸 3 号踏切から高郷小学校間の道路の歩道整備（片側だけでも）。
- (50) 藤原 3-23-36 セブンイレブンから西に延びる市有道を整備し市道認定すること。とくにヤマト運輸脇はすれ違い危険なので拡幅すること。

- (51) ハイテクパーク内の道路のセンターラインが消えて見えずデコボコ状態なので改善を。
- (52) 習志野台 3-1 の緑地から北習志野駅へ向かう歩道の狭くなっているところについて、木を切るのではなく、新京成の方へ歩道を広げ、車椅子やベビーカーが通れるように改善を。
- (53) 国道 296 に並行する、習志野台 8-19 から習志野台 4 丁目、薬円台公園手前に入るまで道路の安全対策を。
- (54) 八木が谷 2 丁目、八木が谷公園横道路の車止めを撤去すること。
- (55) 大穴北 5 丁目市道 63-072 (753 の横) の整備を。通学路だが雨の日は泥だらけで危険。
- (56) 田喜野井 4-8-1 地先の道路舗装が筋状に盛り上がっていて危ないので整備を。

26. 通学路などの歩行者の安全対策を行なうこと。

- (1) 20 km/時以下の速度制限を行う。(二和中央商店会通り)
- (2) 馬込沢駅前東口駅前横断歩道に通学の子も達のための交通安全指導員を配置すること
- (3) 馬込沢駅より、法典東小学校を通り、T 字路までの歩行者の安全対策を。(待機スペースの設置など)
- (4) 印内 2 丁目の市道 03-005、坂道でのスピードを制御すること。
- (5) 葛飾小学校・葛飾中学校前の歩道の安全対策。葛飾小学校周辺でゾーン 30 を実施すること。
- (6) 西船の市道 03-041、通り抜け車両が危険。歩行者の安全対策を。
- (7) 東中山駅踏切から市道 00-186 を通り、国道 14 号線へ抜ける道路は朝夕の通り抜け車両が危険。朝夕は一方通行にするなど歩行者の安全対策を。
- (8) 本中山 3 丁目小栗原小学校前道路の駐車禁止と通行時間の規制。
- (9) 海神駅から 14 号線を越して坂道を下る道路(市道 05-017)について徐行を徹底させること。
- (10) 海神小学校の通学路の電柱の移設等安全対策を。
- (11) 海神南小学校に隣接する道路にスクールゾーン設置など安全対策を。
- (12) 海神中学校南側の道が車の抜け道となっていて、朝は危ない。規制を。
- (13) 山野町の市道 00-191 でゾーン 30 を実施すること
- (14) 山手 3 丁目、行田東小学校への狭い通学路の安全対策を。(車の抜け道になっていて危険)
- (15) (仮称)塚田第 2 小学校の通学路の安全対策を。(市道 00-193)
- (16) 金杉台 2 丁目 2-24 横の給水施設の敷地のすみきりを行い、市道 1639 号線の見通しをよくすること。
- (17) 夏見、船橋中学校南側、夜道の安全対策。
- (18) 夏見台小学校の通学路は、スクールゾーンの時間帯で、保護者が立っていても、車が強引にはいってくる。月に 2 回、警察にも協力を得ているが改

善されない。県道の通り抜けの車が多いので対策を。

- (19) 夏見台 5 丁目の TSUTAYA 夏見台店南側の道路と県道・夏見小室線の T 字路交差点、南側道路の拡幅を。
- (20) 二和・金杉線の二和西 4 丁目の歩道上に商店の品物が並べてあり、歩きづらいため指導し是正すること。
- (21) 丸山 3 丁目、お墓の前からのカーブが狭く、車のすれ違いと登下校中の子どもが危険なので改善を。
- (22) 豊富小学校通学路となる市道豊富古和釜線の金堀町周辺に、歩道の整備を。
- (23) 坪井東 6 丁目 16 T 字路（坪井公園前）は車が多く危険、安全対策を。
- (24) 東葉高速鉄道飯山満駅から芝山高校までの道路、スクールゾーン設置などの安全対策を。
- (25) 金堀町「市立特別支援学校前」の歩道整備を。
- (26) 大穴中学校から松が丘 2 丁目に向かう道路に歩道の整備を。

27. 次の交差点の改良を行なうこと。

- (1) 西船橋北口から北上する道の、国道 14 号との交差点。渋滞時に車が交差点内で立ち往生しがちなため解消を。
- (2) 新船橋駅東側の T 字路 (2 箇所) の安全対策。
- (3) 本中山 3-1-1 地先交差点の安全対策を。信号がなく、交通量が多い。
- (4) 357 号線浜町交差点の歩道橋は歩行者と自転車を分離するよう改良を。
- (5) 県道夏見・小室線と市道高根・八木が谷線の交差点改良。
- (6) 三咲 2 丁目 15 番地先（県道鎌ヶ谷松戸線と市道三咲八木が谷線）の交差点改良と冠水対策を。
- (7) 飯山満七林線と薬円台七林線の交差点改良。
- (8) 飯山満七林線、飯山満 3 丁目 1518 付近の交差点改良。
- (9) 飯山満駅マミーマート角交差点を歩車分離に。
- (10) 船橋運動公園前の交差点に右折レーンを設置すること。
- (11) 前原東 5 丁目交差点の拡張および整備を。
- (12) 前原 2 丁目東金街道 (角がマツセリア) と教習所通りの交差点付近の渋滞を解消を。

28. 交通渋滞の解消をおこなうこと。

- (1) 市道 3・4・27 号線の早期実現。
- (2) バスベイを設置し渋滞の解消を行なうこと（高根公園～さつき台間等）。
- (3) 県道夏見小室線の夏見運動公園付近。市道に左折レーンを設けて渋滞の解消を。
- (4) アンデルセン公園周辺。
- (5) イオンモール船橋周辺。

29. 県道や国道の改善について強く県や国に申し入れること。

- (1) 県道の維持管理費を増額し、特に草刈りの回数を減らさないこと。
- (2) 船橋・我孫子線の歩道を整備すること（金杉十字路から丸山公民館入口は早急に）。
- (3) 木下街道の歩道整備など安全対策の計画を早めること。
 - ・ 現在事業化されている歩道整備事業の進捗を早くし、中沢道までの歩道を早急に整備すること。また東武線の踏切から鎌ヶ谷市境までの歩道整備を事業化すること。
 - ・ 馬込沢交差点から鎌ヶ谷大仏までの歩道を平らにすること。
 - ・ 右折車線の設置と右折信号の設置（中沢道の交差点、船橋松戸線の交差点）。
 - ・ 自転車でも安全に通行できるようにすること。
 - ・ 歩道の段差をなくすこと。
 - ・ 電柱を移設すること。
 - ・ 東武線踏切部分の歩行者の安全対策。
 - ・ 藤原7丁目矢島酒店前の交差点は交差点内で停車する車両があり、反対の信号で横断する車両が通れなくなるので、停車禁止のゼブラゾーンを設けること。
 - ・ 木下街道と私道の交差点(藤原7丁目)にカーブミラーを設置すること。
- (4) 国道14号西船橋駅～海神の歩道整備。（特に南側歩道は斜めになっていて歩きにくい。）また、同駅～銚子丸間の歩道のがたつきをなくすための整備を。
- (5) 印内町の原木インターへの抜け道の安全対策を。車両規制など。（2019年9月に印内町で5歳児がトレーラーと衝突し、死亡。）
- (6) 松戸・原木線と木下街道の北方十字路の渋滞解消。
- (7) 県道松戸・原木線の西船5-23付近の東側歩道を改善しベビーカーや車椅子でも通行できるようにすること。
- (8) 国道14号線と松戸原木線の交差点、松戸原木線から14号線への右折信号を設置すること。
- (9) 県道夏見小室線の歩道整備をすすめること。とくに、夏見消防署の前の歩道の設置の際は、住民の意見を聞いて進めること。
- (10) 県道夏見・小室線（小室～小野田間）の歩道の草刈、街灯設置。
- (11) 県道夏見小室線、夏見消防署の前、三咲三叉路、県民の森交差点、北部清掃工場前の冠水の対策。
- (12) 県道夏見小室線の大神保町船橋昭和浄苑隣接地前に歩道整備を行うこと。
- (13) 県道夏見・小室線の船橋中学校正門前から天沼交差点の渋滞がひどすぎる。早急な改善を求める。
- (14) 国道296号線沿線に十分な幅員の歩道の整備を早急に行なうこと。
- (15) 国道296号線の二宮神社入口・津田沼駅入口のT字路に右折レーンを設けること。
- (16) 県道、鎌ヶ谷大仏～三咲のバス通り、自転車の安全対策と歩道の整備。

- (17) 本中山 4・5 丁目、県道若宮西船市川線の歩道の整備。
 - (18) 西船 1 丁目～山野町間の県道船橋行徳線のトンネルの歩行者安全対策。街灯を増設し明るくすること。草刈を定期的に行うこと。
30. 市道の名称を番号だけでなく、歴史的な意味も含めたわかりやすい呼称をつけること。
31. 違法駐車・路上駐車対策をおこなうこと。特に次の箇所について取り組むこと。
- (1) 二和向台駅前商店街に駐車場の設置を。
 - (2) 小室駅前通り、銀行前の路上駐車対策。
 - (3) 高根台 1-15 付近の路上駐車対策。
32. 信号機の設置や見直し
- (1) 丸山 5 丁目、4 丁目の境、丸山公民館近くの庚申塚前交差点に信号機の設置を。
 - (2) 木下街道馬込町新鮮市場前の信号を歩行者分離にすること。
 - (3) 船橋法典駅前ロータリーと駐輪場の横断歩道に信号機の設置し、法典西小通学路の安全対策を行うこと。
 - (4) 旭町松陽台からの出口に信号の設置。
 - (5) 市道 1629 号と 1626 号の交差点を改善すること。信号内に車両が渋滞するなど危険。すでに事故も発生している。
 - (6) 市場正門前の信号機を時差式にし、車と人とは別に渡れるようにすること。
 - (7) 国道 14 号線と市道 00-050 交差点について、歩車分離信号にすること。
 - (8) 本中山 1 丁目、2 丁目、国道 14 号線の生花「花勇」と中山中央整骨院前の横断歩道に押しボタン式信号機を設置すること。
 - (9) 山野町、AOKI 西船橋店とミニストップ前の交差点に押しボタン式信号機の設置を。
 - (10) 県道松戸・原木線の中山競馬場入り口交差点に右折信号の設置を。
 - (11) 西船 4-11-10 地先交差点、または西船 4-1-18 地先交差点に、押しボタン式信号機の設置を。
 - (12) 県道夏見・小室線の夏見坂下付近にある交差点で事故が多発しているため信号機の設置を。そば屋の用地を買収するよう、県に働きかけること。
 - (13) 三咲・高根線と県道夏見・小室線の交差点は市道が右折渋滞するので時差式信号に。
 - (14) 高根木戸近隣公園と高根台中学校の交差点を歩車分離に。
 - (15) 高根台 4-7 レクセルマンション前に押しボタン信号設置を。
 - (16) 高根台第 2 小学校前の歩行者信号の青の時間を長くしてほしい。
 - (17) 新高根 5 丁目公園から新京成高根公団南口商店街に入る交差点に信号設置を。
 - (18) 八木が谷 3 丁目 20、みらく前交差点に信号機を設置すること。
 - (19) 二和向台京葉銀行前（県道）を歩車分離信号にすること。

- (20) 市道古和釜線・豊富線の「豊寿園」入口前と金堀「柴田理容店」前に信号機を設置すること。
- (21) 飯山満 3-1386 の T 字路（光明寺から王子神社へ向かう道）を歩車分離信号にすること。
- (22) 飯山満町 3 丁目 1518 地先の信号機を「押しボタン式」から「自動式」に替えること。
- (23) 咲が丘 3 丁目 1 シダックス前の信号機を「押しボタン式」から「感応式」に替えること。
- (24) 三咲 2 丁目 7 マツモトキヨシ前に押しボタン式信号機を設置すること。
- (25) 三咲 9-15-6 ヒロハマ前の交差点に押しボタン式信号機を設置すること。
- (26) 咲が丘 3-29 カスミ前信号機を「感応式」に替えること。
- (27) 藤原 3 丁目 23-36 セブンイレブンの横断歩道に押しボタン式信号の設置を。
- (28) 坪井東 5-18-30 美しが丘保育園入り口前の道路に押しボタン信号設置を。
- (29) 坪井東 6-7 の T 字交差点に信号設置を。
- (30) 坪井東、近隣公園角の交差点を歩車分離信号に。
- (31) 歩車分離信号に斜め横断歩道の設置を。（北習志野駅前交差点、習志野台 6-27 北習志野 7 号公園角の交差点）
- (32) 習志野台 7-11. 12、習志野台東公園前に信号機の設置を。
- (33) 薬円台 6-6、七林町、飯山満 3 丁目の境界部「西友薬円台店」
- (34) 斜め前の交差点の信号機を時差式に。
- (35) 高野台、八木が谷食堂前の交差点を時差式もしくは矢印の信号に。
- (36) (仮称)塚田第 2 小学校付近に信号機の設置を。

33. 鉄道踏切の改善

- (1) 新京成三咲駅の農協側踏切を歩行者が安全に渡れるように改善すること。
- (2) 新京成習志野駅 1 号踏切、北習志野駅 1 号踏切の北習志野側の拡幅・歩道の確保。
- (3) 新京成鎌ヶ谷大仏駅と二和向台駅間の御滝公園に向かう踏み切りの改善を。
- (4) 東武野田線踏切、市道 00-193（山手・北本町）、特に北本町西公園前、湯楽の里前、北本町 2 丁目公園前の安全対策。
- (5) 西船の市道 00-185 の京成踏切のデコボコを無くして平らにし、歩行者用スペースを広げること。市道 03-041 の同踏切も同様に改善すること。

34. 次の箇所に横断歩道等を設置すること。

- (1) 咲が丘 2-1 珍味苑前県道に横断歩道の設置を。
- (2) 船取線のバス停「吹上」近くに横断歩道と信号を設置すること。
- (3) 滝不動駅前に横断歩道の設置を。
- (4) 国道 14 号線、市福祉ビル、東電京葉支社前の交差点の南北に横断歩道を。

35. その他の安全対策

- (1) 自転車利用者のマナー違反が多いので、マナー向上の啓発を行うこと。駅構内や歩道を走る自転車が危険。スピード規制や乗車禁止の措置を。
- (2) 道路横断用の黄色旗を設置すること。
- (3) 小さな公園周辺の道路の安全確保。凸凹をつけたり、路面の色を変えたり公園の出入り口を飛び出しにくくする等。
- (4) 旭町や馬込町から木下街道を横断して通学する法典東小児童の通学路の安全対策（新鮮市場の駐車場に代わる通路の確保）。
- (5) JR 下総中山駅の南北連絡通路について、「ミレニティ中山」ビルの南側を通れるように改善すること。
- (6) 印内 2-5-25 変則交差点の安全対策。（土日は競馬場警備員がいるが平日なし）
- (7) 丸山 1~5 丁目は市道がなく私道ばかりのためカーブミラーのない交差点が多く危険なので、カーブミラーの設置を地元の声を聞いてすすめること。
- (8) 西船台自治会内（古作）中央道路のスピード違反の取り締まりを。
- (9) 船橋駅近くのガード横の歩道は、柵があり乳母車が通れない。車道も危険であるので早急に調査を行い、改善すること（シャポー駐車場入口の一方通行の道路）。
- (10) 中央病院の駐車場待ちの路上待機車をなくすこと（特に朝の混雑時）。
- (11) 二和向台から豆ヶ台に抜ける道路（二和西 4 丁目から 6 丁目）の速度制限をすること。
- (12) 二和駅前通りは、日昼左右に駐車が多く自転車で通るときは非常に危険。取締りの強化を警察に要請すること。
- (13) 旧木下街道（高野台）の冠水対策と道路舗装を。
- (14) 自転車専用道路（レーン）の設置をすすめること。（特に市場どおり、三山けやき通り、北習志野駅前通りなどは急ぐこと）。
- (15) 千葉病院バス停入口に大型車進入禁止のわかりやすい表示にすることを再度要請すること。
- (16) 3・4・27 号線、二宮郵便局前裏道路の交通混雑の改善を。
- (17) 丸山 5 丁目ナビパーク横の階段に手すりの設置。
- (18) 高根台 1-15 と UR の間の分離帯にある階段に手すりの設置を。
- (19) 新京成習志野駅前から商店街をぬけるまでの道路の安全対策を。
- (20) 小室南公園前道路の冠水対策を。
- (21) 市内の U 字溝を L 字溝に改善し、歩行者の安全対策を。特に習志野台 5 丁目。
- (22) 咲が丘 3 丁目「寺尾ストアー」から八木が谷 1 丁目間の市道排水対策を。
- (23) 小室保育園から旧集落の神社までの U 字溝の点検をすること。
- (24) 小栗原小学校前の道路や、周辺の道路の側溝のヘドロ除去。
- (25) 西船 2 丁目集会所（西船橋グリーンハイツ脇）前の交差点が危険なため、

一時停止線を設けること。

- (26) J R 西船橋駅北口ロータリーは朝 7 ～ 8 時頃、縦断する人が非常に多く、車、タクシー、バス等が進めず大混乱している。危険なので、交通誘導員を雇用し、ラッシュ時に配置すること。
- (27) 商店街の路上駐車及び市道上の駐輪対策を行うこと。
- (28) 山手 1 丁目のケーヨーD2 新船橋店、西側の車両出入口が信号に近すぎるので、東にずらすか、もしくは交通誘導をする警備員の配置を要望すること。

4) 下水道部

- 1. 下水道使用料は引き上げを行わないこと。
- 2. 公共下水道工事着手前の説明会は、分かりやすく丁寧に行うこと。
- 3. 公共下水道普及率を抜本的に高めること。そのための財源として市事業に対する県の負担を強く求めること。
- 4. 浄化槽から下水道への切り換えに対し助成を行うこと。特に、年金暮らし高齢者や低所得者への支援を実施すること。
- 5. 市街化調整区域でも、住宅街になっている所は、全て公共下水道対象区域に組み入れること。
- 6. 西浦処理区の JR 総武線南側地域の水路あとを緑道として活用すること。
- 7. 環境整備事業による排水事業での地元負担をなくすこと。
- 8. 雨水浸透マス・貯留タンク等の設置について、市民の理解を広め、流域の水害対策として市費負担で設置をすすめること。
- 9. 丸山 2 丁目、マルサストア前から石井水道工事店の先(鎌ヶ谷 G. H 入口付近)の道路の雨水対策(大雨になると 10 分ぐらいたが、川ようになる。)
- 10. 馬込町市営住宅前の道路冠水対策。上流での雨水抑制対策を行うこと。
- 11. 二和川流域の東武線の冠水や木下街道の冠水対策と馬込町や馬込西 1 丁目道路冠水対策。
- 12. 山手 3 丁目付近、東武ストア周辺の道路冠水がひどい。雨水管を設置しなおすこと。
- 13. 咲が丘 4-2、4-9 付近「咲が丘南部商店街」通りの雨水対策。
- 14. 二重川の草刈りを年 2 回実施するよう県に要請すること。
- 15. 二和西地域、三咲 4 丁目地域の下水道整備を早急に行うこと。
- 16. 海老川、飯山満川及び流域の雨水対策について
 - (1) 千葉県に、海老川調節池、飯山満川改修、区画整理地内調節池の早期完成を求めること。県管理部分の浚渫等管理を徹底するよう求めること。
 - (2) 市、県境付近の内水氾濫の対策を急ぐこと。
 - (3) 浚渫・清掃を定期的に行うこと。
 - (4) 流域の雨水貯留浸透対策の早期実現を。

17. 二俣川の氾濫対策を行うこと。
18. 西習志野 3-20-6 付近の道路冠水対策を行うこと。
19. 本町 7 丁目、天沼弁天池公園周辺の冠水対策を。
20. 長津川緑地の遊歩道のデコボコをなくし、安全化すること。街灯を増やすこと。
21. 真間川の上流をきれいにすること。

5) 建築部

■安全、衛生上問題のある老朽建築物の除去費用に助成すること。

二和向台駅前の空き家の撤去を。

1. 都市再生機構の賃貸住宅について

これまで政府が進めてきたURの民営化・分割などは自治体にも重大な影響がある。公共住宅として存続させること。

- (1) 「再生・再編方針」による住宅戸数の削減・民営化に反対し、市民の住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう求めること。
- (2) 3 年毎の家賃値上げをやめるよう要請すること。
- (3) 家賃値上げにより収入の一定割合をこえた場合の減額措置をとることを要請すること。

2. 建築確認業務を充実し、欠陥住宅を未然に防止すること。民間検査機関に提出された申請物件に対しても、安全性確保のために対策を検討すること。

3. すべての市民の居住の安定を確保すること

- (1) 住生活基本計画で、住居費の負担限度を明らかにすること。
- (2) 市営住宅供給計画は不十分なので、市民の実態に合わせて建設戸数を増やすこと。全国 54 の中核市の中でも、人口 10 万人あたりの公営住宅数が 52 位（最下位クラス）という状況を改めること。（2018 年度）
- (3) 高齢者・障害者・母子世帯・若い世帯に対する住宅の斡旋と家賃の補助を行なうこと。
- (4) サービス付き住宅など高齢者世帯や障害者向けの住宅を確保すること。

4. 市営住宅について

■市営住宅に指定管理制度を導入しないこと。

- (1) 収入の著しく低い世帯には、県と同じ基準で減免すること。収入段階が第 1 段階について、県と同様の減免制度を適用すること。県・市営住宅家賃の減免制度及びその基準を居住者に知らせること。
- (2) 市営住宅の結露対策を行うこと。また結露による壁紙のはがれやカビの改

- 修をすること。
- (3) 藤原市営住宅の月 3,000 円の管理費・自治会費が高すぎるので是正すること。
 - (4) 単身者の若者も入居できるようにすること。
 - (5) 管理人と住民のトラブルが多い。管理について改善すること。
 - (6) 二和東第 2 団地を建てかえ、母子家庭や高齢者向け住宅を増やすこと。
5. 住宅開発や建築指導行政は、住民の声をよく聞き公正、民主的に行なうこと。
- (1) 開発にともない必要となる都市施設への業者負担を強化すること。保育・教育施設等の開発者負担金制度をつくること。
 - (2) マンション建設を規制する条例を制定し、保育・教育施設の不足や近隣住環境の悪化を招かないようにすること。
6. 市街化調整区域の不法建築物については是正させること。楠が山の平成建設（株）の建物。
7. ガス管の負担区分について
- (1) 公共施設建設に際し、本支管の敷設に当たっては、ガス事業者が負担するよう厳正に対応すること。
 - (2) 民間マンションなど集合住宅のガス管「布設替え」に当たっても（1）の趣旨が徹底されるよう市として対応すること。
8. 住宅地での葬儀場の建築・営業について、住民の理解を得ないまま進められるような場合がある。市が責任を持って指導するか、規制する要綱を整備し、国に法整備を求めること。
9. 建替時の道路要件を満たすためのセットバックを確実に行うよう指導すること。
10. マンションについて
- (1) 大規模修繕工事、駐車場増設等、管理組合が行なう良好な維持管理のために利子補給などの支援制度を設けること。
 - (2) 市内マンションの耐震状況を把握し、耐震診断費用助成制度を拡充し、耐震補強工事助成制度を創設すること。
 - (3) 地球温暖化防止の観点からも、敷地内の緑地保全と新たな創出のための技術支援や費用への助成制度を設けること。
 - (4) 分譲時から消費者保護を図るための制度をつくること。また、建築基準法に定められている中間検査制度の徹底を図ること。
11. 県営住宅について
- (1) 県営住宅を市内に増設するよう県に働きかけること。
 - (2) エレベーターの設置や老朽箇所の修繕などを県に要請すること。

12. 教育委員会

■公民館・ホール・体育施設などの社会教育施設の値上げは中止すること。
指定管理者制度を導入しないこと。

1. 県に対し、担任未設置や免許外強化担任などの教員不足を起こさない教員の採用を行うよう求めること。
2. 教員の多忙化を解消すること。その際、教員から実態を聞いて改善に努めること。
3. 小中学校給食費を無料にすること。「義務教育無償」を完全実施し、父母負担をなくすこと。必要な教材は公費でまかなうこと。
4. 市として給付制の奨学金制度を創設すること。
5. 子どもの権利条約そのものを授業の中に取り入れること。道徳の教科化に反対すること。
6. 小学校の過大校解消のため、(法典小、法典東小、中野木小、坪井小) 学校を新設すること。該当する校区の小中学校が過大校となる場合は開発は許可しないこと。
7. 民主主義の原則に基づく主権者教育の実施と、高校生の政治活動の自由を尊重すること。
8. 全国一斉学力テストに参加しないこと。成績発表は行わないこと。
9. 金杉台中学校の存続を求める意見を尊重し、選択肢に入れておくこと。

1) 管理部

◎教育総務課

1. 教員の多忙化解消、教育環境充実のため教職員の増員を図ること。
 - (1) 普通学級の支援員を大幅に増やし、学校からの要請に応えること。少なくとも全校に配置すること。特別支援学級の支援員も増やすこと。
 - (2) スクールサポーターを全校に配置すること。
 - (3) スクールソーシャルワーカーを増やし、保護者・教員からの相談を受けること。
2. ゆきとどいた教育をすすめるために、小中学校の少人数学級を実現するよう国や県に働きかけること。市独自に教員を採用し、少人数学級への移行をすすめること。
3. 教員の免許外教科担当をなくすため国・県に働きかけること。必要な教員は当面市費で配置すること。

4. 事故補助教員の予算を増額するとともに、事務職員、栄養士について事故補助要員を確保し、欠員を生じないようにすること。
5. 葛飾小・坪井小・中野木小などの過大校解消のため小学校を新設すること。
6. 各小中学校に配置されているスクールカウンセラーは正規職員として雇用し、増員すること。

◎施設課

1. 校舎の管理・修繕をきめ細かく計画的に行い、問題が発生する前に対処すること。
2. 校舎、校地、設備の維持、改善に関する予算を増額すること。改修・修繕計画を明示すること。
 - (1) 老朽化したトイレの改修、洋式化を早急に進めること。改修にあたってトイレを不足させないこと。
 - (2) 雨もりを至急改修すること。
 - (3) 校舎の外壁修繕・再塗装をすること。
 - (4) 床の修繕を行うこと。
 - (5) 小学校低学年の教室の黒板は可動式のものにすること。
 - (6) 職員用男女別休憩室を全校に設置すること。
 - (7) 御滝中の特別棟にトイレを設置すること。
 - (8) 宮本中など、廊下が屋外にある学校は雨天時の対策を検討すること。
 - (9) 小中学校の体育館にエアコンを設置すること。
3. 施設・校庭遊具のペンキ塗りや修繕を、教職員、児童・生徒に肩代わりさせることをやめ、専門家の手で定期的に実施すること。
4. 家庭科室の各テーブルの流しに給湯設備を整備すること。
5. 芝山西小学校について、通学の利便性・安全性の確保と災害時の避難経路確保のために、西側にも入り口を設置すること。
6. 学校校舎についてエレベーターの設置や段差の解消など、バリアフリー化すること。
7. 葛飾小学校正門前のクスノキを保全すること。
8. 児童数が増え、校舎を増築した法典東小学校の校庭を拡張すること。
9. すべての公立小中学校にエレベーターを設置すること。
10. 葛飾や小栗原小学校などマンモス校で、児童一人当たりの運動場面積を広げること。

2) 学校教育部

◎学務課

1. 就学援助制度を改善し、子どもが安心して学べるようにすること。
 - (1) 手続を簡素化し、申請書を全員に配布すること。
 - (2) 学校だけでなく、教育委員会でも申請を受けつけること。
 - (3) 支給額を引きあげること。
2. 養護補助教員を全校に配置し、大規模校には養護教諭を複数配置すること。事故補助要員を配置すること。
3. 各幼稚園の施設・保育内容を点検し、必要な改善勧告を行なうこと。
4. 日本語を話せない児童、生徒のための補助教員を抜本的に増員すること。
5. 私立高校の助成を増やすよう県に求めること。
6. 教職員の事務服、運動服、白衣などの予算化を県教育委員会に申し入れること。当面市費で支給すること。
7. 労働安全衛生法に基づく教職員の勤務実態管理を行うこと。
8. 図書購入費の予算を増額すること。
9. 備品、消耗品、図書修繕費等の学校配当予算を増額すること。
 - (1) 模造紙、画用紙を父母に負担させないこと。
 - (2) 中学校の技術室の工具を増やすこと。
 - (3) 教職員の事務用品費を増額すること。
10. 父母負担の軽減をはかること。
 - (1) ワークドリル、コンパスなどの副教材は原則として全て学校で用意し、公費負担とすること。学級費・教材費は徴収しないこと。
 - (2) 校外学習は公費負担とすること。職業体験の交通費を公費負担とすること。
 - (3) 進路指導に必要な経費は公費負担とすること。

◎指導課

1. 「子どもの権利条約」が実効あるものとなるよう、教育現場での対応を見直し、改善を図ること。
2. いじめに対する相談体制は担任まかせにせず複数での対応とすること。
3. 学校行事の中で「日の丸」「君が代」の強制を行なわないこと。
4. 小中学校で三番瀬、取掛西貝塚の学習を行うこと。
5. 研究校の指定については、次のことに配慮すること。
 - (1) 当該学校に事前にその内容を知らせ、教職員の合意を前提に行なうこと。
 - (2) 研究指定を受けた学校が、教職員の勤務や児童の実態を顧みない、行きす

ぎた研究が行なわれないようにすること。

6. 通学カバンの指定はやめること。特に、重いスポーツバックタイプのものは、生徒の身体に悪影響をあたえているのでやめること。
7. 名簿は男女混合とすること。ジェンダーフリー教育を推進すること。
8. 長期欠席児童・生徒への適切な対応を行なうための教員を増員し、特別な指導体制をとること。
9. 「L G B T」「S O G I」への理解をすすめる講義を教員、児童・生徒、保護者に行うこと。
10. 中学校で労働基準法等「働くルール」を教えること。(卒業後のブラックバイト対策になるようなものとする)

◎保健体育課

1. 学校給食費は無料にすること。
2. 食中毒対策のための施設改修・改善を行うこと。
3. 学校給食の調理業務委託はやめ直営にすること。災害時に炊き出しが行える体制を整えること。中学校の給食は入学当初から実施すること。
4. 中学校に生徒用の更衣室を設置すること。
5. 小中学校の給食食材の塩素消毒はやめること。
6. 学校給食に、市内産の農産物を使うこと。ポストハーベスト農業などが心配される輸入農産物は使用しないこと。また、遺伝子組替食品は使わないこと。
7. バッグ、体操服、ジャージ、水着、上ばき、体育館ばきなど、学校指定により割高になっているものは改善すること。
8. 部活動に必要な費用は全額公費でまかなうこと。
9. 連日の早朝練習や休日練習など、行き過ぎた部活動を見直し是正すること。
10. スクールガードの方たちに雨具を支給すること。その際、一目でスクールガードと分かるデザインにすること。

◎市立高校

1. 普通科の通学区域を市内に戻し、市内の中学生に門戸を広げること。生徒の定員削減を行わないこと。
2. 部活動は生徒による自主的な運営のもとに行い、練習計画も生徒が中心となって決定すること。暴力・暴言・しごきをなくすこと。
3. 第3体育館は市民に無料で開放すること。
4. 特別支援学級を設置すること。
5. 国に授業料無償化を要望し、入学料・教科書代他も無償化を国に求めるとともに、当面市費で無償化すること。
6. 入者の選抜は公正に行うこと。
7. 「L G B T」「S O G I」への理解をすすめる講義を教員・生徒・保護者に行う

こと。

8. ブラックバイト対策を行うこと。労基法等「働くルール」の実用的な講義をすること。

◎総合教育センター

1. 県立特別支援学校の訪問教育を受けている子どもの学校行事参加の移動支援を行うこと。
2. 特別支援学級の児童数5人以下の学級にも介助員をつけること。
3. 特別支援学級の担任教諭が妊娠したときは、その人に対する介助員をつけること。
4. 総合教育センターに体育館・グラウンドを設置すること。
5. プラネタリウム館の入場料はすべて無料とすること。
6. すべての小中学校に特別支援学級、通級指導教室を設置すること。
7. 障害をもつ児童・生徒が普通学級に通学する場合は、必ず介助員を配置すること。
8. 特別支援学校・特別支援学級の卒業生を、市や、市の関連施設で積極的に採用すること。
9. 教職員の研修を保障するための予算を計上すること。
10. 中学校特別支援学級の作業室を充実すること。
11. 特別支援学級に電話、手洗い場、調理設備を設置すること。葛飾小の特別支援学級に、専用のシャワー付きトイレを設置すること。
12. 通級指導教室の担当職員を増やして、個別指導計画の作成と実施にかかる負担を減らし、指導にあたる時間を増やせるようにすること。
13. 発達障害の周知、通級や固定級担当者の専門性の向上を図ること。中学校の進路指導の際には「特別配慮通知」が活用できることを保護者に伝えること。
14. 視聴覚センターを充実すること。視聴覚センターの貸出し、返却は公民館でも受け付けること。

3) 生涯学習部

◎社会教育課

1. 図書館サービスを抜本的に拡充し、身近に利用できる図書館サービスを実現すること。図書館3館を直営に戻すこと。
すべての公民館にネットワーク図書館を設置すること。小中学校図書館とのネットワーク化を図ること。
 - (1) CDやビデオソフト(DVD)を充実し、貸出を行なうこと。
 - (2) 新刊本を増やし借りやすくすること。医学書など専門書も新しいものをそ

ろえること。

- (3) 公民館の図書も含め、図書購入に市民の声を反映させること。
- (4) 移動図書館の回数を増やすこと。
- (5) 公民館図書室の利用時間を午前 9 時から午後 5 時に時間延長すること。
- (6) 北図書館の駐車場を増やすこと。自習室も整備すること。

2. 公民館について

■指定管理は行わないこと。

■使用料の値上げは中止し、無料化すること。

- (1) 公民館使用時間帯区分と、社会教育団体等の有料化を見直し、元に戻すこと。利用手続きを簡素化すること。
- (2) 公民館を増設すること(行田、前原、J R 線西船橋駅以南、南三咲、金杉、西習志野、芝山、高野台、山手)
- (3) 小室公民館は、手狭になっているので、単独施設に建て替えること。
- (4) 2 階建て以上の公民館にエレベーターを設置し、車イスの人でも利用できるようにすること。
- (5) 車椅子で舞台に上がれない公民館がある。昇降機を用意すること。
- (6) 公民館の図書室、新聞・雑誌コーナーを充実すること。
- (7) 市民参加の自主事業を充実させること。
- (8) 公民館のサークル用備品を充実し、物置を設置すること。
- (9) 公民館の男性用トイレにもオムツ交換台を設置すること。
- (10) 東部公民館の集会室の防音対策を。
- (11) 高根台公民館に駐車場を。
- (12) 公民館のバリアフリー化をすすめること。

3. 児童・生徒が利用できる地域の施設を拡充すること。

4. 宿泊できる社会教育施設を市内に増設すること。

◎文化課

■市民文化ホール・きららホールの指定管理は行わないこと。使用料値上げは中止すること。

- 1. 文化財保護等の将来ビジョンを策定すること。
- 2. 文化財保護の予算を増やし、文化財調査をし、保存する価値のあるものは保存すること。埋蔵文化財については用地購入を含めて保存に努めること。大穴の貴重な遺跡を宅地化しないこと。
- 3. 東部地域に第 2 市民文化ホールを建設すること。
- 4. 美術館・博物館を建設すること。
- 5. 市民文化ホールの使用料を引き下げること。自主的文化団体の使用料を減免すること。

6. 清川記念館を早期に整備すること。
7. 音楽専用の中ホールを建設すること。
8. 平成8年4定で、全会一致で採択された、多目的中規模ホールの建設について、具体化すること。

◎生涯スポーツ課

■体育施設の値上げは中止すること。

■運動公園・法典公園の指定管理者制度導入をやめること。駐車場有料化を撤回すること。

1. 体育館、グラウンド、温水プール、各種のコート、道場、野球場、サッカー場などの整備年次計画をつくり、計画的な整備をすすめること。
2. まちかどスポーツ広場を増設すること。
3. 小・中学校の体育館、校庭の夜間・休日の全校開放をすすめ、ネットや夜間照明の設備を整え必要な人員を配置すること。
4. 小・中学校のプールは夏休み中の一般開放を拡充すること。
5. 民間スポーツ施設を市民へ開放するよう設置者に働きかけること。
6. 屋外・屋内プールを増設すること。市営プールを無料にすること（特に子どもの利用について）。
7. 総合体育館の駐車料金を無料にし、使用料を引き下げること。
8. 総合体育館の市民利用日を増やすこと。
9. 自主的な市民文化スポーツ団体の要求をよく聞き、援助や助成を行なうこと。
10. 市のマラソン大会は市内愛好者の声を取り入れ、市民に親しまれる事業に改善すること。
11. バasketボールゴールやスケートボード場など若者が利用できる広場を建設すること。
12. 行田運動広場隣接の市立船橋高校のテニスコートを、一般市民も使いやすくすること。防音対策を強化すること。
13. 公共のアーチェリー場を建設すること。
14. 葛飾中学校区にサッカーのできるスポーツ広場を設置すること。

◎青少年課

■青少年キャンプ場と一宮少年自然の家の民営化や指定管理者導入をやめること。

1. 一宮少年自然の家について下記の改善をすること。
 - (1) 日の丸の掲揚をやめること。
 - (2) 給食は直営事業で行なうこと。
 - (3) 常駐の養護教諭を配置すること。
 - (4) 宿泊が可能な津波避難所とし、必要な備蓄を行うこと。

2. キャンプ場のテントは青少年課が責任をもってきちんと手入れし、使用できるものを貸し出すこと。利用者に対し、過度な手入れを求めないこと。
3. 青少年センターに臨床心理士などを配置し、発達障害、学習障害の相談に対応できるようにすること。カウンセリングも行えるようにすること。

13. 監査委員

1. 随意契約で行われている契約について、地方自治法に基づく厳格な入札が必要である。現在の随意契約が法や政令、財務規則に照らし適正であるか監査すること。
2. 外部監査人には、効果的な監査となるよう契約すること。また、公認会計士だけでなく、弁護士もいれること。
3. 地方自治法第 242 条第 2 項本文の法定期間の経過した住民監査請求については、千葉地方裁判所（平成 15 年（行ウ）第 13 号 損害賠償請求事件）判決で示されたように、この裁判における市の主張内容だけをもって、同項但し書の「正当な理由」がないとして、住民監査請求を却下しないこと。
4. 監査報告を分かりやすいものとする。
 - (1) 重要事項についての説明を行うこと。
 - (2) 職員の配置も明記し、前回監査時との比較、職員の増減、非常勤、臨時、再任用職員も明記すること、また時間外勤務の多寡についても記載し、その実態についての評価も記載すること。
5. JCN 船橋・習志野に清掃工場用地を普通財産、随意契約で貸し付けているが、当該企業の公共性と貸し付け手続きの正当性について監査すること。

14. 選挙管理委員会

1. 高齢者や足の悪い人でも歩いていけるよう、当日投票所や期日前投票所を抜本的に増やすこと。
 - (1) 大型店舗を利用するなど、有権者の利便性を考慮すること。
 - (2) 高野台地区に投票所を設置すること。
 - (3) 丸山2丁目に投票所を設置すること。
 - (4) 船橋法典駅周辺に期日前投票所を設置すること。
 - (5) 田喜野井小学校に投票所を設置すること。
 - (6) 13区に編入した丸山の有権者のための期日前投票所を丸山公民館に設置すること。
 - (7) 法典東小学校を投票所に使っていた4区の有権者のための投票所を設置すること。
2. 投票所のバリアフリー化をすすめること。特に本中山地域。
3. 公平、公正な選挙結果の公表に努めること。特定の議員などへの便宜供与が疑われるような行為は慎むこと。
4. 選挙公報を全戸配布すること。
5. 主権者教育の実施については、民主主義の原則に基づき行うこと。
6. 防災無線での投票の啓発を増やすこと。

15. 農 業 委 員 会

安倍政権は「企業が一番活躍しやすい国づくり」を公言し、TPPによる農林水産物の全面自由化を前提に、外国産農産品との競争が困難である中小経営の農山漁村を切り捨てようとしている。農協や農業委員会など、家族経営を支えてきた戦後農政の根幹を解体したのは、農業経営や農地を営利企業に開放するためである。

特に 2016 年 4 月に施行された農業委員会法「改正」では、農業委員の公選制の廃止、業務内容からの「意見の公表、建議等」の削除などが行なわれた。これによって農業委員から農地所有者や農家の排除をすすめ、これまでの「農民の代表機関」としての役割から、市町村長の下請け機関に変質させようとしている。

こうしたなかで農業委員会制度の根幹である地域の農民の代表であり、農地の番人として役割を維持することはますます重要である。

そのためにも以下の要望事項を実施するよう強く要望する。

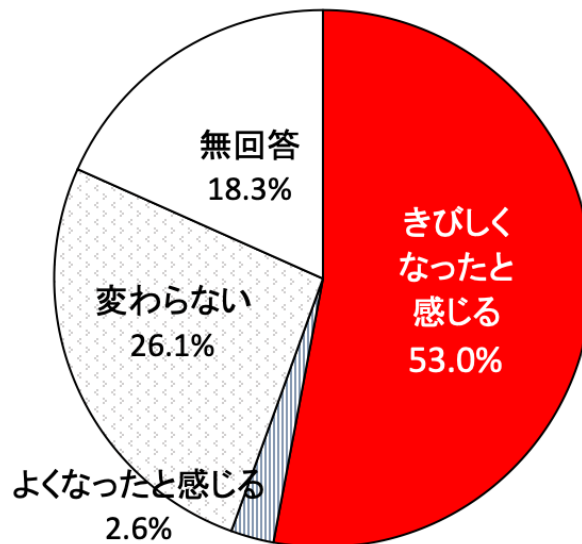
1. 市町村長による農業委員の任命にあたっては、公募や推薦、議会での承認などの手続きを徹底し、農民の代表性、農地の自主的管理を担う機関としての役割を発揮できるようにすること。
2. 農業委員は農家の財産である農地の権利を扱う。地域の農業者の声を農地管理や農政に反映させること。
3. 都市農業振興基本法に基づく、具体的な振興策を早期に実施すること。
4. 制度の変更に伴い、より煩雑となることが予想される農業委員会事務局について体制を強化し委員手当を引き上げること。

- 2020 年度予算要望アンケートは、2019 年 8 月より市内に約 14 万枚を配布。
- 2019 年 10 月 15 日までに回答を頂いた分、1354 通についての集計。

1. あなたの暮らしについてお伺いします。

去年と比較して、

n=1354



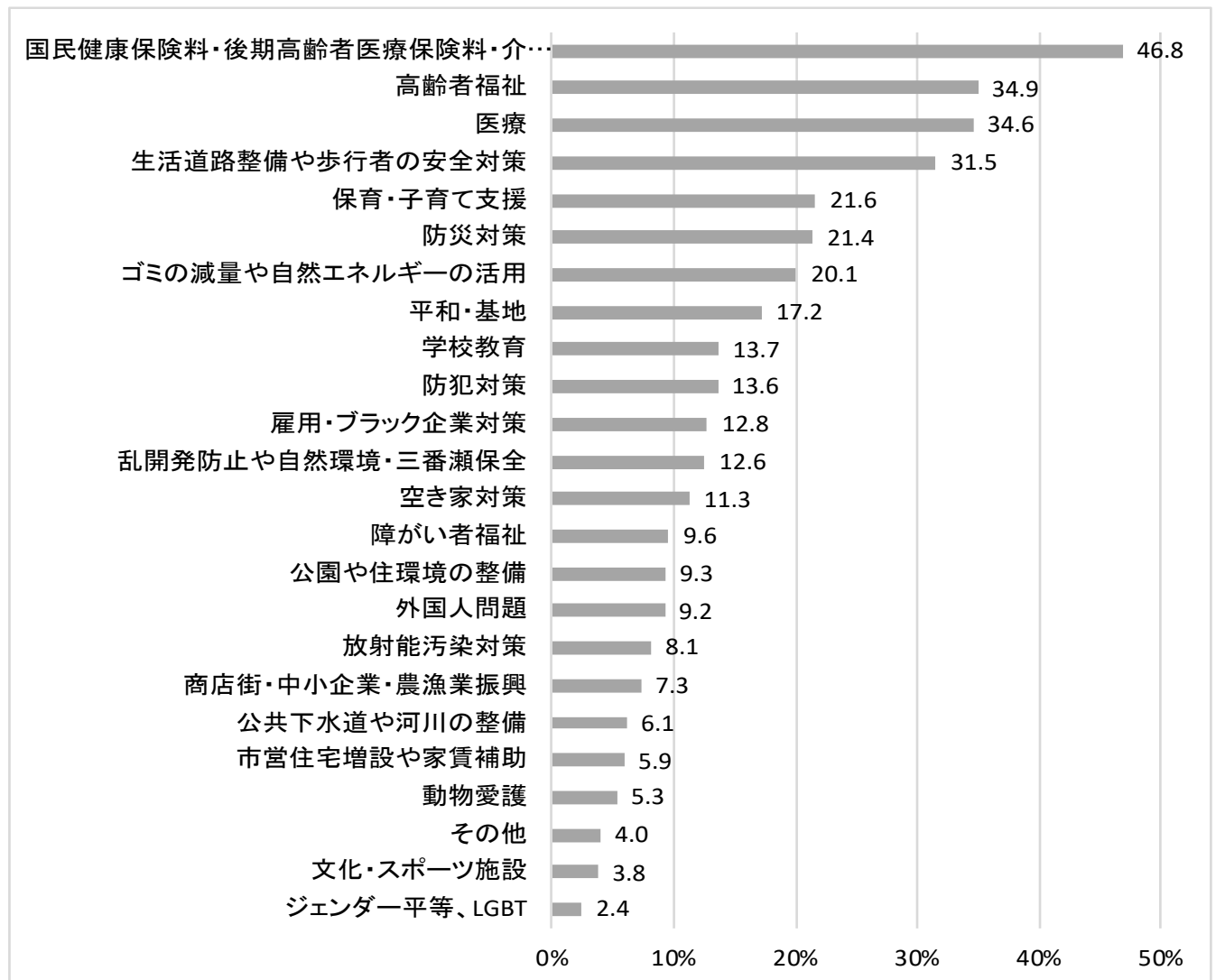
		回答数	%
全体		1354	100.0
1	きびしくなったと感じる	717	53.0
2	よくなったと感じる	35	2.6
3	変わらない	354	26.1
	無回答	248	18.3

		回答数	1	2	3	
			きびしく なったと 感じる	よくなった と感じる	変わらない	無回答
全体		1354 100.0	717 53.0	35 2.6	354 26.1	248 18.3
年齢	10代	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
	20代	38 100.0	17 44.7	3 7.9	17 44.7	1 2.6
	30代	69 100.0	30 43.5	7 10.1	22 31.9	10 14.5
	40代	95 100.0	46 48.4	5 5.3	35 36.8	9 9.5
	50代	143 100.0	78 54.5	6 4.2	44 30.8	15 10.5
	60代	240 100.0	141 58.8	7 2.9	60 25.0	32 13.3
	70代	438 100.0	250 57.1	2 0.5	103 23.5	83 18.9
	80代	207 100.0	104 50.2	3 1.4	41 19.8	59 28.5
	90代以上	10 100.0	3 30.0	0 0.0	3 30.0	4 40.0

2. 優先的に実施

あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から5つまで選択して下さい。

		回答数	%
	全体	1354	100.0
1	医療	468	34.6
2	保育・子育て支援	293	21.6
3	高齢者福祉	473	34.9
4	障がい者福祉	130	9.6
5	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き下げ	634	46.8
6	防災対策	290	21.4
7	放射能汚染対策	110	8.1
8	学校教育	185	13.7
9	平和・基地	233	17.2
10	文化・スポーツ施設	51	3.8
11	雇用・ブラック企業対策	173	12.8
12	商店街・中小企業・農漁業振興	99	7.3
13	公園や住環境の整備	126	9.3
14	生活道路整備や歩行者の安全対策	427	31.5
15	公共下水道や河川の整備	83	6.1
16	市営住宅増設や家賃補助	80	5.9
17	乱開発防止や自然環境・三番瀬保全	170	12.6
18	ゴミの減量や自然エネルギーの活用	272	20.1
19	防犯対策	184	13.6
20	空き家対策	153	11.3
21	ジェンダー平等、LGBT	33	2.4
22	動物愛護	72	5.3
23	外国人問題	125	9.2
24	その他	54	4.0

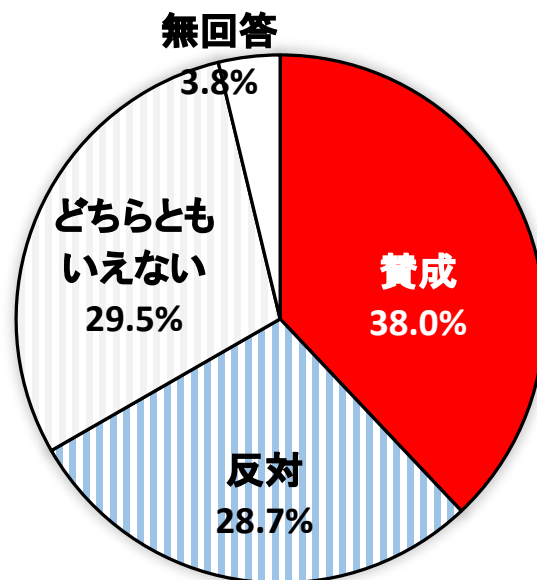


3. いま国政や市政で焦点になっているいくつかの問題について伺います。

(1) ゴミ収集回数を3回に戻すことに、

n=1354

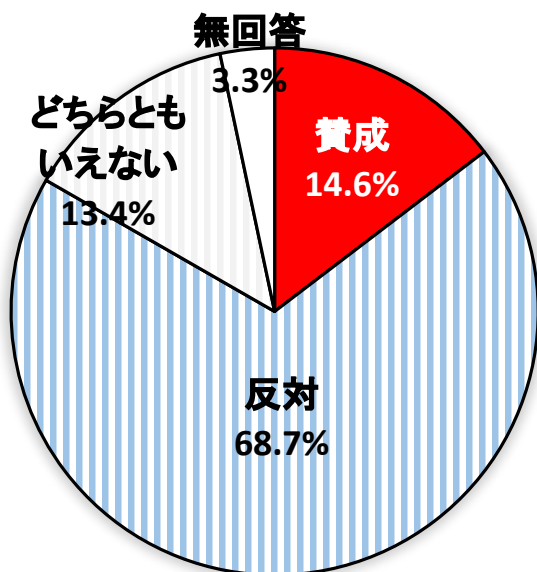
		回答数	%
	全体	1354	100.0
1	賛成	514	38.0
2	反対	389	28.7
3	どちらとも いえない	400	29.5
	無回答	51	3.8



(2) ゴミの有料化に、

n=1353

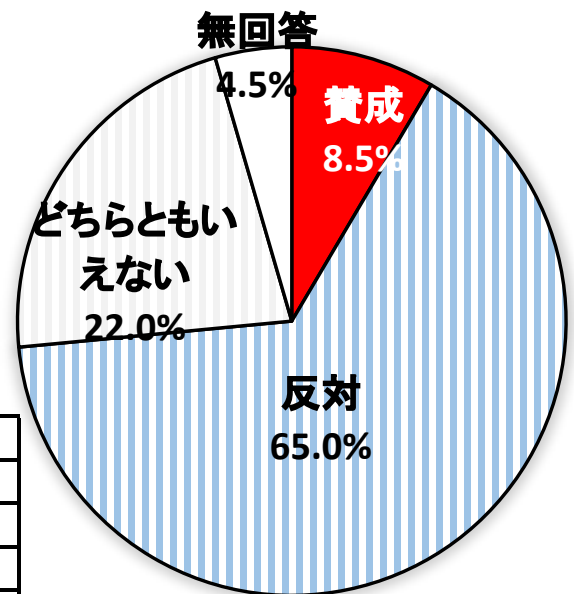
		回答数	%
	全体	1353	100.0
1	賛成	198	14.6
2	反対	929	68.7
3	どちらとも いえない	181	13.4
	無回答	45	3.3



(3) オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備に、

n=1354

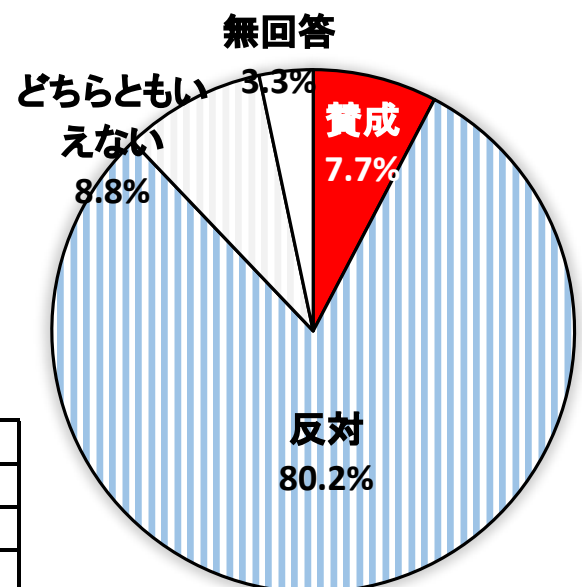
		回答数	%
全体		1354	100.0
1	賛成	115	8.5
2	反対	880	65.0
3	どちらともいえない	298	22.0
	無回答	61	4.5



(4) 自衛隊が海外で戦争することが可能になる憲法9条の改定に、

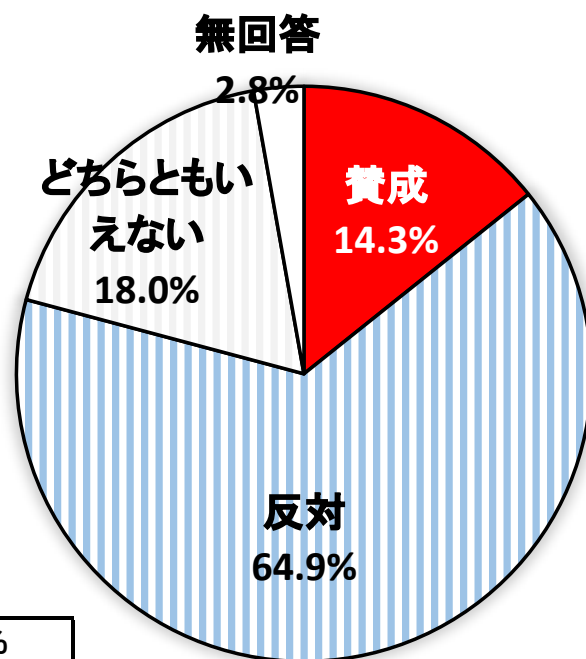
n=1354

		回答数	%
全体		1354	100.0
1	賛成	104	7.7
2	反対	1086	80.2
3	どちらともいえない	119	8.8
	無回答	45	3.3



(5) 消費税10%増税に、

n=1353



		回答数	%
全体		1353	100.0
1	賛成	193	14.3
2	反対	878	64.9
3	どちらともいえない	244	18.0
	無回答	38	2.8

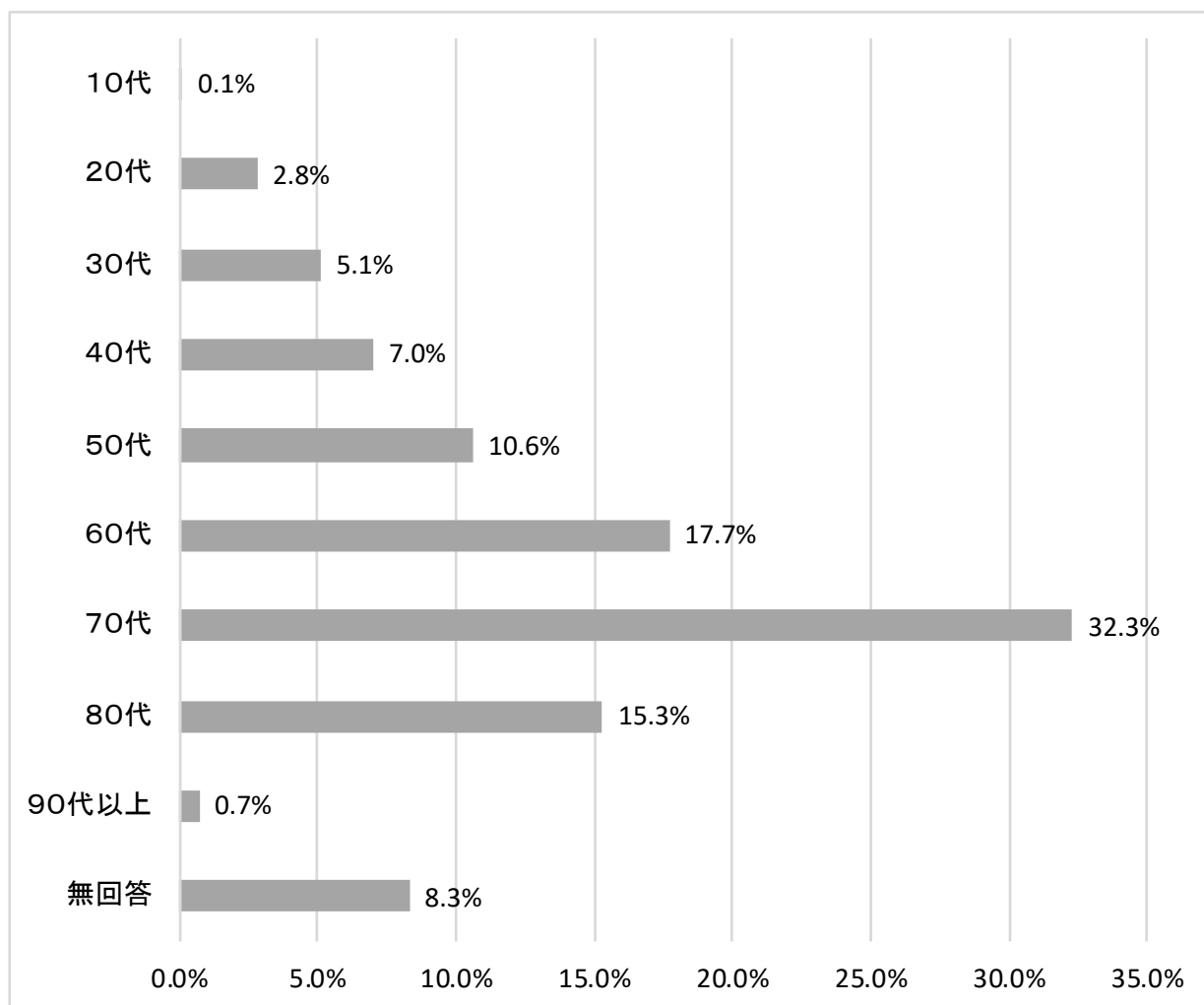
6. 年代

さしつかえなければあなたの年代をお聞かせください。

回答者の年代

		回答数	%
全体		1354	100.0
1	10代	1	0.1
2	20代	38	2.8
3	30代	69	5.1
4	40代	95	7.0
5	50代	143	10.6
6	60代	240	17.7
7	70代	438	32.3
8	80代	207	15.3
9	90代以上	10	0.7
	無回答	113	8.3

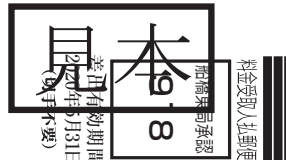
n=1354



こんにちは 日本共産党です
市民アンケートにご協力ください

2019年9月 日本共産党船橋議員団

⑤山折り



(〒274-0879)

日本共産党船橋市議員団

日本共産党千葉県西船橋地区委員会

船橋市平和東 4-1-20

27408790

②山折り

このアンケートは毎年市民のみなさんにご協力をお願いしているものです。いただいた声は、要望書にまとめ市長に提出したり、議会内外の活動に反映させます。本年もご協力をお願い致します。(ご回答は10月15日までをお願いします)

<2019年度予算でみなさんと力を合わせて実現しました>

- 就学援助における新入学学用品費の補助金額の引き上げ(小学校 40,600 円→50,600 円、中学校 47,400 円→57,400 円)、卒業アルバム代の支給
- 中学校の運動部に部活指導員を派遣
- 生鮮品取扱店が近隣にない買い物困難地域で移動スーパー事業を行う事業者に対し、移動販売に伴う費用の一部助成
- 地域包括支援センターを3ヶ所新設(前原、塚田、二和・八木が谷)
- マンホールトイレ5基を海神小学校に整備
- 洪水ハザードマップの改定
- 住宅確保要配慮者の家賃補助事業
- LGBT などの性的少数者のうち、若年者の交流会の開催
- 小学校のトイレ洋式化(海神、高根東、二宮、芝山西、金杉、田喜野井)

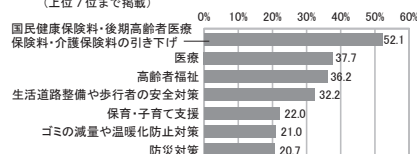
<昨年の市民アンケート結果から>

有効回答数：1411

あなたのくらしについて

問1：去年と比較して⇒

問2：あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から5つまで選択してください↓
(上位7位まで掲載)



①山折り

1 あなたのくらしについてお伺いします。該当する項目に○をつけてください。

去年と比較して、 1. きびしくなったと感じる 2. よくなったと感じる 3. 変わらない

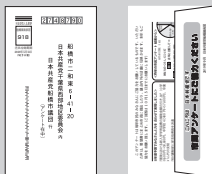
そのように感じる要因は何ですか。よろしければお書きください。

2 あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から5つまで選択し、○をつけてください。具体的な内容を〔 〕内にお書きください。

1. 医療
2. 保育・子育て支援
3. 高齢者福祉
4. 障害者福祉
5. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き下げ
6. 防災対策
7. 放射能汚染対策
8. 学校教育
9. 平和・基地
10. 文化スポーツ施設
11. 雇用・ブラック企業対策
12. 商店街・中小企業・農漁業振興
13. 公園や住環境の整備
14. 生活道路整備や歩行者の安全対策
15. 公共下水道や河川の整備
16. 市営住宅増設や家賃補助
17. 乱開発防止や自然環境・三番瀬保全
18. ゴミの減量や自然エネルギーの活用
19. 防犯対策
20. 空き家対策
21. ジェンダー平等、LGBT
22. 動物愛護
23. 外国人問題
24. その他

具体的な内容

(表) 完成図 (裏)



最後に のりづけ

アンケートの回答をご郵送の際は⇒キリトリ線に沿って切り、
⇒①～⑤の順に折り、⇒「のりづけ」部分にのりを付け、しっかりと貼り合わせてください。

⑤谷折り

3 いま国政や市政で焦点になっているいくつかの問題について伺います。
該当する項目に○をつけてください。ご意見がありましたら 3. その他() 内にご記入ください。

(1) ゴミ収集回数を3回に戻すことに

1. 賛成 2. 反対 3. どちらでもない ご意見 ()

(2) ゴミの有料化に

1. 賛成 2. 反対 3. どちらでもない ご意見 ()

(3) オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備に

1. 賛成 2. 反対 3. どちらでもない ご意見 ()

(4) 自衛隊が海外で戦争することが可能になる憲法9条の改定に

1. 賛成 2. 反対 3. どちらでもない ご意見 ()

(5) 消費税10%増税に

1. 賛成 2. 反対 3. どちらでもない ご意見 ()

②谷折り

4 お住まいの地域でお気づきのことや具体的な要望事項がありましたらお書きください。

道路や排水の整備、信号、カーブミラー、防犯灯の設置などは
具体的な場所を図に書いてくださると助かります。
(詳しい住所番地も記載して頂けるとすぐに対応できます。)

地図・住所など

5 日本共産党に対するご意見をお聞かせください。

6 さしつかえなければ該当する項目に○をつけてください。

【年齢】 10代 20代 30代 40代 50代
60代 70代 80代 90代以上

①谷折り

よろしければ、ご記入下さい。

住所

郵便番号

電話

()

氏名

ご協力ありがとうございました

アンケートへのご回答は、①郵送、②FAX、③インターネット(「日本共産党船橋市議団」のホームページより)、④お近くの日本共産党の議員・党員に渡す、のいずれかの方法でお願いいたします。

船橋市湊町2-10-25 〒273-0011
船橋市役所内日本共産党議員控室
電話 436-3030 FAX 420-7201
Eメール nk-fsd@guitar.ocn.ne.jp
ホームページ jcp-funabashi.jp

〒274-0805 ▼ 郵送、FAXはこちらまで ▼
船橋市二和東6-41-20 日本共産党千葉県西部地区委員会
電話 047-440-5240
FAX 047-449-7004